

令和4年第3回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和4年6月16日 午前 9時30分 開議

2. 令和4年6月16日 午後 3時09分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 成田賢一 | 2番 | 山本洋平 |
| 3番 | 石井壽富 | 4番 | 渡邊順子 |
| 5番 | 山崎誠 | 6番 | 加藤高志 |
| 7番 | 河上真智子 | 8番 | 黒田員米 |
| 9番 | 日名義人 | 10番 | 丸山節夫 |
| 11番 | 西山宗弘 | 12番 | 難波武志 |

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 2番 | 山本洋平 | 3番 | 石井壽富 |
|----|------|----|------|

8. 議場に出席した議会事務局職員

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 亀山勝則 | 書記 | 堀恵子 |
|--------|------|----|-----|

9. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|---------|-------|
| 町長 | 山本雅則 | 副町長 | 岡田清 |
| 教育長 | 石井孝典 | 会計管理者 | 早川順治 |
| 総務課長 | 片岡昭彦 | 税務課長 | 山本敦志 |
| 企画課長 | 大樫隆志 | 協働推進課長 | 中山仁 |
| 住民課長 | 歳原雅則 | 福祉課長 | 奥野充之 |
| 保健課長 | 塚田恵子 | 子育て推進課長 | 根本喜代香 |
| 農林課長 | 山口文亮 | 建設課長 | 大月豊 |
| 水道課長 | 古好広徳 | 教委事務局長 | 大月道広 |
| 定住促進課長 | 荒谷哲也 | | |

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 一般質問
日程第3 報告第3号 陳情審査報告について
日程第4 報告第4号 陳情審査報告について
日程第5 報告第5号 陳情審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

| | | |
|-------|------------|----|
| 報告第3号 | 陳情審査報告について | 採択 |
| 報告第4号 | 陳情審査報告について | 採択 |
| 報告第5号 | 陳情審査報告について | 採択 |

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、山本洋平君、3番、石井壽富君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせします。

なお、一括質問につきましては再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山宗弘でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく4点について一括質問とさせていただいておりますが、昨日の同僚議員の一般質問の中にあつた部分のところも1つ、一番最初に出てくるんですけども、これからの将来を見据えたまちづくりの一環の役に立つようなことがあればということで、提案も含めてさせていただきたいと思ひます。

まず第1点目なんですけれど、教育行政について。

ここに通告に書いてありますように、小・中学校の児童・生徒の安全対策についての方針を尋ねるところなんですけれども、これは教育行政のほうとしては、教育法に基づいてごくごく当たり前のことではございますが、近年コロナ禍の中でマスクの着用によ

るいろんな不便さ、子供たちの体の不調等もいろいろ聞いております。しかしながら、これも時代の流れで仕方がないということも承知はしておりますが、季節柄暑い日がこれからも、今梅雨どきですけれども、続くわけで、運動会も終わりましたけれども、まだまだこれから本格的な夏がやってきます。その中で、子供たちの水分補給のあれについて、熱中症対策とか、それから昨日同僚議員にありましたヤングケアラーの問題につきましても、これも安心・安全の対策の一つだと思います。しかしながら、昨日教育長のほうから答弁があつて、答弁をちょっと聞かせてもらったんですけども、ヤングケアラーにつきましては、きちっと決められたような条例があつて何か対策するものという国の方針というものもなかなか決まり事があつてないような状態で、一たび物事が起こると、ソーシャルワーカーに話をするという順番性は昨日教育長も答弁の中であつたと思いますが、しかしながらこれはスピードの問題なんで、最初に発覚した、分かったときに対処する方法がまず第一です。これが、順を追っていく間に、時間がかかり過ぎて、なかなか解決に至らないのが現在の状況だと私は把握しておりますので、そういうところも含めましてお考えのほうもお願いしたいと思います。

それから、公共工事についての近年での工期の終了が守られているかどうかを尋ねるといふことなんですけれど、これもどの業者のことがどうこうという、そういう問題でなし、それから工事の現場の場所に特定したものでなく、公共事業、公金を使っての事業、そして地域の改良する道路の利便性、そういうようなものを考えますと、決められた工期の中でよい仕事ができるのを望ましく思うわけでございます。その中で、工事が遅れる原因としては、天候の具合とか、いろいろな状況があるということも承知はしておりますが、行政側としてもその工事の進捗状況というか、そういうことをよく確認をしながらやってもらつて、よりよい工事を進めていただきたいというのが私の思いでございます。指名業者であつて、きちっとした業者ということはよく分かりますが、指名を受けてない業者でも、一生懸命頑張っている業者も目に見えるようでございます。そういうことも含めまして、町長の御見解を聞きたいと思います。

それから次に、定住促進についてですけれども、いろいろな支援や援助を行なつており、人口増加、向上も本当にいいことなんです。昨日の同僚議員の質問の中にもありました、定住促進についてこれからもう少し手厚い援助というか助成を行うこと、そして確認をきちっと行うこともいいんですけれども、その分最近定住促進で空き家のバンクに登録した家をいろいろなIターン、Uターンの人が使われることは結構なんですけど、後にいろ

んなリスクも出てきていると思うんです。まずは、ここに住み続けることが永住である目的がありながら、理由によっては3年、5年ぐらいでその家を空けなければならない、もしくは高齢のために亡くなられて、空き家がまたそこでできてきた場合に、後のその家というか、土地の管理をしてる固定資産税の問題とか、いろいろな問題がまだまだこれから出てくるように思います。だから、支援、援助をすることも結構ですけども、後のことも考えながら、税収ってというのは町にとって大切な部分がございます。その部分も含めて、これからこの事業をやっていく中で、そのリスクの部分もしっかりと管理しながら、後までも考えてやっていただきたいという思いがありますので、これも町長の見解をお尋ねします。

それから、4点目の福祉事業ですけども、これは高齢化社会を迎えてどうしようもないことというか、これは時代の流れですけども、独り暮らしや高齢者の町外からの移住者、施設、いろいろなところからの人たち、その中に対しても最終的には終活という言葉が望ましいかどうか分かりませんが、そういうことも考えながら、町の福祉の関係の特に包括なんかは一生懸命仕事としてはやっていただいております。本当に感謝申し上げます。そして、その中なんですけれども、やはり地域を含めて、そういう福祉活動には一生懸命取り組むっていうのが当たり前のことなんでしょうけれども、我が町の吉備中央町っていうものは、こういうところに特色があるんだということもひとつ町長にも考えていただきたいっていう思いがあって提案なんですけれども、行政のやることの限度っていうのはよく分かります。分かりますけれども、物じゃないんです。相手が人間なんで、人間同士のそういう対応の仕方、そして本当にその人のためになるようなことを親身に考えていくということが大事だということをお願いしたいと思います。そういうことにつきまして、大きく分けて4点の質問とさせていただきます。第1回目です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

11番、西山議員の御質問にお答えいたします。

まず、児童・生徒等のマスクの着用については、文部科学省から令和4年5月25日に、学校生活における児童・生徒等のマスクの着用についてというものが示されております。マスクの着用の必要がない場面、これについては、屋外においては2メートル以上を

目安とし人との距離が確保できる場合、または距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合、そして屋内においては、人との距離が確保でき会話をほとんど行わないような場合が挙げられております。具体的な例といたしましては、校外で離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど、密にならない外遊び、自然観察などの教育活動、屋内では読書などが想定をされているところでございます。また、登下校、体育の授業や運動部の活動は、屋内外に限らずマスクの着用の必要がない場面とされておりまして、特に夏場については、議員お示しのとおり、熱中症防止の観点から、マスクの必要がない場面ではマスクを外すことを推奨しているところでございます。ただし、こうした場合でも、手洗いや密の回避などの基本的な感染対策の継続は行うよう指導しているところでございます。

2つ目の御質問でございますが、熱中症対策として水分補給を適度に行い、日陰で休憩を混ぜるなどして、屋内外の教育活動時には注意するよう指導しているところでございます。水分補給のための水筒については、年間を通して数に制限はしておらず、夏場には熱中症対策のために水筒以外に補充用のペットボトルを持参してよいと、そういった通知を学校から保護者へ行なっているところでございます。今後も、学校現場には保護者へお伝えする際により分かりやすくお伝えするよう指導してまいります。

最後に、子供たちの危険というふうなことで、町内の学校に対して例えば悪質メールといったようなものについては、現在発生はしておりませんが、今後も細心の注意を払いながら、万が一の場合には、警察などの関係機関と連携して対応してまいりたいというふうに思っております。

そして、先ほど議員からお話のございましたヤングケアラーのことにつきましては、昨日もお話をさせていただきましたが、まずは校内で状況をきちっと把握をし、そして家庭の状況等、いろんなことも分かる範囲で把握をした上で、町教委のほうへ報告がまず参ります。すぐに参ります。そうしましたら、町教委のほうで、どことどこ集まって話をするのがいいのかっていうことを早急に決定をいたしまして、早めに早急に集まり、関係機関と会議を持つようにしておるところでございます。

また、登下校の見守り、この安全についても大切でございます。現在、登下校時の見守り対策については、教職員をはじめ、各地域のボランティアの方々に本当に御協力をいただきながら、大変感謝しているところでございます。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。今後も、御協力をいただいている皆様と連携を図りながら、学校現場には引き続き子供たちに注意を促すよう丁寧に指導してまいり所存でございます。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、西山議員の3点についてお答えをいたします。

まず、公共工事の工期についての御質問でございますが、工期の設定につきましては、岡山県から出されている土木工事積算基準書を参考に算出をしております。議員お尋ねの工期の終了が守られているのかについてでございますが、一部の工事につきましては、工期延期をしている工事も現実ございます。しかし、おおむね工期内で完了をしていると思っております。

工期延期の事由例でございますが、先ほどおっしゃられたように、豪雨等の気象の関係、また用地交渉等の地元調整の関係、そして当初設計と現地の土質が異なる等の計画に関する諸条件の相違等がございます。このような事由が発生をいたしましたら、受注者と協議をしまして、不足の日数を算出して工期延期をしているところでございます。町といたしましては、今後も工事の早期発注に努めまして、受注者や地域の皆様とよく協議をし、検討を行いながら、工期内の完成ができるよう受注者に対しまして指導監督を今後もしていきたいと考えます。

次に、定住促進についての御質問でございますが、町では若者の定住を促進し、町の担い手の確保を図りつつ、豊かで活力あるまちづくりを進めることにより、明るく活気にあふれる吉備中央町を築くことに寄与するということを目的といたしまして、各種定住奨励金を交付するとともに、空き家バンクを通じまして空き家の紹介等も行なっているところでございます。基本的に居住の自由は大切な権利といたしまして保障されており、居住を拒むことや個人間の空き家の取引を制限できないといったことが前提でございますが、例えば奨励金の交付につきましては、事前の説明の折に、交付要件に定める一定期間の定住がない場合は交付金を返還していただくという説明を丁寧に行うようにしております。また、空き家バンク登録時には、空き家を利用することになったときは、吉備中央町の住民といたしまして地域との協調連携に努め、地域の取決めを守るといった趣旨のものをいただくとともに、空き家への入居が決まった際には、ぜひ地区の自治会長さんなどへの挨拶を行なっていただいたり、お互い知り合うことでスムーズに地域に入ってもらえるようお願いをしているところでございます。今後も、適切な制度運営や様々なリスクの低減に努めていきたいと考えております。

最後に、福祉事業に関しましては、一般的に終活という言葉は、財産の処分や葬儀のこと、お墓のことなど、あらかじめ自分が決めておくことであると理解をしております。町内では、エンディングノートの作成などに取り組まれているサロンなどもあるようにお聞きをしております。福祉分野では、誰もが最後までその人らしく生きるを支援することが重要であるとされています。従来、福祉分野での支援が困難であった契約行為や財産や金銭の管理につきましては、成年後見人制度を利用することで、本人の権利を擁護することができるようになりました。町では、本年度から成年後見相談センターを開設をし、成年後見制度の利用についての相談をお受けし、その利用を促進をしているところでございます。また、社会福祉協議会をはじめ、医療や福祉事業関係者と地域が連携、協力をいたしまして、支援を必要とする人の発見や見守り、支援を行なっているところでございます。この地域と関係機関の連携で生み出される地域の実情に即した形での支援こそが、吉備中央町の強みであるかなと今考えております。

独自のサービスという創設とは少しかけ離れたような答弁になってしまいましたが、このような支援の体制をさらに充実をし、また吉備中央町独自のものがあれば、しっかりとそれも検討していきたいと考えております。また、日頃様々な場面で西山議員の終活支援活動に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

今、答弁いただきました。

教育行政について、教育長が今いろいろ学校の安全対策についてのことを答弁いただいたんですけど、この中でも、今いろいろな方法で保護者に周知してる水分補給の問題なんですけど、水筒もしくはペットボトルのものを持ってきて、水分補給を十分に促すような方法もいいんですけど、現状的に見て、今の新1年生が大きなランドセルに荷物を入れて、大きな水筒を持って、その上にペットボトルって、大変な姿なんですよ。その場合に、昔であれば、学校の水道水も安全なもの、特に町内の水道っていうのは安全対策は十分に私は取られていると思います。水道の水ほど安全なものはないということは周知してありますが、しかしながら学校では水道水の水を飲用することはできない。私たちが子供の頃は、ちょっと格好のいいものじゃないですけど、蛇口に口をつけながら、上から緩めて飲んでたっていう状況がありましたが、今はそんなことはできませんし、うがいをする場合

でも、コップに入れた水でうがいをしながら、蛇口に口をつけること、衛生面も問題もあります。しかしながら、そういう場合に例えば今小学校は少ない人数になりました。その中で、何らかの方法っていうか、対策としてサーバーをつけてというと、安全管理も、衛生管理の問題も大変なんで、そこはどうかと思います。例えばですけども、災害時のときのストックにしてる水等がありますよね、避難所の中に設置してある。前には、小学校にも僕はあったような気がします。今現在はないらしいですけど、そういうふうなものがある程度一定期間の期限っていうか、あると思うんです、3年とか5年。そういうようなものを放っとしても、最後は廃棄処分するものがあるとしたら、あるとしたらですよ、そういうなんを使用するっていう方法も一つありかなという、そういう思いもあります。これは、絶対にこういうことをしたほうがいいということじゃないですが、その活用方法としては1つの提案です。これも、これからの中に取り入れられてやってみたらどうかという提案をさせていただきたいと思います。

それから、全ての教育行政だけじゃないんです。教育行政、教育委員会というものだけに教育の現場の責任ということでは私はないと思うんですよ。任命権は町長にあるんで、町長もそのことをよく周知しながら、これは役場全体として、職員も全体として、町のことでありますから、町長が掲げてる子供からお年寄りまで本当に住みよいまちづくり吉備中央町っていう訴えがあるわけですから、町長を中心とした職員全体がそのことも考えていく。各担当課においては、専門部署ですから、担当課のことを一生懸命やっけてこられてることもよく分かります。しかしながら、連携してやっけていかんとできんこともあります。だから、職員一丸となって、町長をはじめ、周知していただければ、私はありがたいな。ただ、単なる教育行政っていうことにかかわらずということです。これについての答弁がもしあれば、お願いします。

それから、公共事業の工事についてっていう、町長、ちゃんと県の決められた、そういう基準の中でやられてます、と思います。しかしながら、ちょっと最近では工期の遅れが目に見えるものがもしあったとしたり、いろんな地域からの声も耳にすることがございます。そういうことの遅れのないようにするために、これはあまり好ましいことではないですけど、指名業者というのはちゃんとしたあれを受けて町の公共事業を指名されてやっけてるんですから、そのとこに何らかの形でペナルティーっていう言い方もおかしいですけども、ある程度の制限を設ける必要があるんじゃないかなっていう、今後のことですけども。それですし、今の言う、指名業者ではない業者さんも大勢おられます。そういう

業者さんでも一生懸命頑張ってるその姿も見ていただきながら、そういうことも含めて、町のよりよい工事の完成につなげていただければということがありますので、これも後で答弁をお願いします。

それから、定住促進については、これもいろいろな今町長の答弁はよく分かるんですけど、一番問題になってるのは、はっきり率直に申し上げます。後に固定資産税の未納があります。というのは、これは財産の処分の問題で、これを財産放棄した場合に、裁判所がそれを認めることがあります。特に多いです。そういうことになると、この固定資産税についても、土地によって金額は様々ですけども、納税の義務に反することであって、その家を管理してた財産の部分、財産というのは取得するだけが財産じゃないですよ。その管理する責任っていう、納税の義務っていうことも含めて、後にそういうところがリスクになるのであれば、最初に定住促進の中でもこういうことも含めて今後考えていくのがどうかという、これは1つの提案ですから、これはまだ分かりません。答弁というたって、これからやっていかにゃあいけんことなんで、これをぜひ進めていただきたいと思います。

それから、福祉事業について、これは今町長が言われたように、そうなんです。独自のサービスができるわけじゃないんですよ。できるわけじゃないんですけど、吉備中央町に住んでよかったと言えるような、一般的に吉備中央町の自然豊かなこの背景の中で、最終的にこの町で住んでよかったということが本当に感じられるようなサービスっていうのは、まず地域性を高めて、そして福祉事業だけでなしに、平素からの人間関係づくりも含めまして、そういうことをやっていくためには、行政がそういう発信をしていくっていうことに心がけてくださいという、それも要望です。

これは、先ほど町長があれしてた後見人の問題もございしますが、これは大変だと思うんですよ。これは、制度が始まって、センターの開設っていうのは、私もいいと思います。しかしながら、これも本当に言うて、1つの事業ができたらいっていいものじゃないです。やってみると分かんぬんですけど、これは大変なことがあると思います。だから、こういう制度だけの問題でなしに、人間としてみんなで目が向けられるようなまちづくりっていうことにしていただきたいということを今回お願いしたいと思います。これについては、なかなかこれからのことなんで答弁はできんと思いますけれど、ほかのことについての答弁を再質問とします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まず、公共工事につきましては、基本は工期内完了が当たり前のことです。しかしながら何らかの理由があったときには、その計算式によって工期延長すると。今後もそれぞれ受注をされた方にはそのことをしっかりと指導をしていきたいと考えております。

また、定住につきましては、これは国民の3大義務である納税だけでなく、基本的に守るべきものは守っていただくと、そのことをしっかりとされた方が来ていただいて、そしてこの吉備中央町のコミュニティーに、要するにそれぞれになじんでいただくと。それがお互い明るく楽しい生活が送れるんだろうと思います。お互いの気配りも私は大事だろうと考えております。

福祉も、これも本当に後見人制度、これは大変いろんな問題も出てくると思います。これは、個人の機微なプライバシー、それからいろんな問題がございます。財産関係、いろいろ出ます。しかし、困っておられる方も実際におられます。しっかりとこの辺は勉強もしながら、また研修も積みながらやっていかざるを得ないと思ってます。思いやりが一番だと私は感じます。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

西山議員の御質問にお答えいたします。

まず、子供たちの教育のことについては、教育委員会だけではできないものでございます。本当に昨日から御質問をいただいておりますけれども、ヤングケアラーの問題、あるいは虐待の問題、いろんなところで地域の方々にも御協力をいただきながら、そしておっしゃるように、役場内のいろんな部署と連携を取りながらやっていかなければいけません。現実問題として、今本当にヤングケアラー、虐待については、連携会議をしっかりとやっております。そういった形で、そして学校ではコミュニティ・スクールっていうのがこれから始まってまいります。地域の方にも御助力をいただきながらやっていくというのが、これからの学校だというふうに思っております。

それからもう一点、子供たちの水分補給のことでもございます。これにつきましては、先ほど御指摘をいただきました非常の水のことについても検討できるものではないかなとい

うふうに思っております。そして、私は高校現場にりましたが、冷水機、これの管理も大変なんです、冷水機の配置というふうなことも1つの案としてあるのではないかなというふうに思ったりしております。そのような形で、いろんな子供たちに不自由なところについては少しずつ改善をしていけたらなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

いろいろ答弁をいただいたんで、これ以上の質問っていうことはないんですけども、まず最後をお願いをしたいんですけども、今教育長が言われたように、これはほんまに教育行政、教育委員会だけの問題じゃないんですよ。全体で考える、地域も含めて、行政も皆各課も考えることなので、これはごくごく当たり前かなと、今日はお願いをしたいと思います。

今の水分補給の問題なんですけど、これも必ずしも私が一般質問でこういうことを言うて、これが実現することを目的としてるんじゃないですよ。現実的な現状を教育行政のほうも見てほしいっていうのは、そういう状況が私の言葉だけにとどまらずに、現場っていうものをよくよく把握してもらって、本当に不自由があれば、子供たちに安全なとか、そういうところに支障があるんであれば、必ず絶対やらにゃあいけんことじゃけど、今の状態で学校側のいろいろ調査もしていただいて、それがちゃんとやっていけるんであれば、それを強制的にものをやれっていうことじゃあないんですけども、今後の参考のために、それもよくよく委員会のほうで検討をしていただきたい。まずは、子供の安心・安全っていうことは学校の教育法の中の一番の原点でございますので、それをよく承知していただければということでございます。答弁は結構です。

公共事業につきましても、いろんな理由があると思います。きょうびのことでございますから、作業人の数の問題等、いろいろなことがある。機械の不備もあるかもしれません。いろいろあると思いますけど、そういうところをきちっと行政側が公共として扱うんであれば、そういうところをしっかりと見ていただきたいということをお願いしたいと思います。これも答弁は結構です。

定住促進についてなんですけど、これは本当に町長が今言われたように、義務なんですけれども、これが守られるか守られないかは相手によりけりなんですけれども、最初の定

住の助成を行うときの条件っていうものの中にも、こういうことも、これは後のことで結果論で分からないかもしれませんが、一応はその話もちゃんと、言いにくいことです。人を集めて呼ぶときに、きれいないいことだけを本来ならPRしたいんですけど、今のいうリスク的なことも提示しながら、そして定住していただくような方法もありかなということで、課のほうでも大変だと思いますけど、よろしくお願いを申し上げます。

それから、福祉事業について、これについても本当に目に見て何ができるということはないんですけども、気持ちの上で皆さんがそういう方向へ目を向けられるような気持ちがあればということで、行政としても一生懸命頑張って福祉事業に邁進していただきたいという、そういう全てお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（難波武志君）

これで西山宗弘君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

本定例会におきまして、7番目の質問者となります、丸山です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問をいたします。

今回の質問といたしましては、最初に財務会計に係る内部統制、主に組織内のチェック機能について2点、次に地方創生の柱となるべき吉備高原イノベーションヒルズ構想の総体的内容について3点、3番目として農業関連で、頑張る農家応援事業、農業用機械の導入補助の見通しについて5点、最後に教育行政として、学校運営に関すること4点についてお伺いをいたします。

最初に、今年4月、山口県阿武町での新型コロナウイルス対策臨時特別給付金4,630万円の誤給付に起因する事件は、全国的に大きな衝撃をもたらしました。公をつかさどる職の立場から、決して他人事とは思えない、一抹の不安、危機感を感じております。この件を踏まえ、次の2点につき、町の現状と対策、方針についてお伺いをいたします。

1つ目に、事務の適正な執行の確保のための町における内部統制の取組はどのように進めておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、丸山議員のまず最初に内部統制につきましてお答えさせていただきます。

まずは、山口県の阿武町、あの一件につきましては、人ごとではございません。本当に改めて執行の在り方、またいろいろとお金の支出の関係等々、緊張感を持ってやるべきだということを指示したところでございます。

内部統制の取組につきましては、たしか令和3年12月の定例会でも申し上げましたとおり、政令市以外の市町村では、努力義務として位置づけをされておられます。しかし、本町では、吉備中央町職員の信条に基づいた日々の業務遂行、上司や同僚との報告、連絡、相談の徹底、業務の遂行のため必要となる知識や技能の習得に努めながら個々の職員のスキルアップにより組織力の強化を図っているところから、方針の策定にはまだ行なっていません。内部統制の醸成をしっかりと行なっているところでございます。また、リスク対策といたしましては、月2回の課長会議におきまして、各所属間で情報共有をし、さらに職員にも必要な情報を周知しながら、その統制を図っているところでございます。今後もこれにつきましては、事あるたびにしっかりと職員のほうに指導もしていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

町長から答弁をいただきました。

我が町といたしましては、内部統制の具体的な内容についての煮詰めはまだ今後ということで、これから検討をなされるというようにお聞きをいたしたところであります。町長も申されたとおり、内部統制の目的に沿って組織内では、日々の業務を適切に進めるためのルール、こういったルールづくりや手続、そういったものを職員の皆さんはそのルール等に基づいて日々の業務を遂行されていると理解をいたしております。引き続き、職員個々の能力や経験を存分に発揮することのできる、仕事に対する満足度や達成感をさらに高め、町民サービスの向上にぜひとも努めていただきたいと期待をいたします。

次に、2点目として会計面での法令遵守や会計システム運用に際し、十分なチェック機能はどのように果たされているのか。基本事項についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を求めます。

早川会計管理者。

○会計管理者（早川順治君）

10番、丸山議員の御質問にお答えします。

町では、予算を執行するに当たり、まず実施の可否やその方法について文書等により起案し、所属長、内容によっては財政担当課長、副町長、町長の決裁を受けることとなっております。さらに、実施した後に、歳入歳出等の会計事務を行う際、会計システムにより伝票を作成し、これにつきましても規定に従い、決裁を受けた後に会計管理室へ送り、現金等の受け払いを行っております。この過程の中で、所属長、財政担当課長により法令や予算に照らした確認にとどまらず、必要性や実施方法の適正についても審査しており、さらに会計管理室においても関係法令や予算に反していないかなどについて2名以上で審査を行っております。また、法令にのっとり会計事務を行うため、地方自治法や町財務規則を基に、会計事務の手引を作成、配布するとともに、職員が共通の認識を持って会計事務ができるよう指導しております。しかし、人間のすることですので間違いは起こり得ます。今後とも、緊張感を持って複数での確認体制により、誤りのない会計事務を続けるよう気を引き締めてまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

これまでに、こうした質問もさせていただく機会もありませんでしたが、会計管理者から答弁をいただくというのも、本当に今回初めてであります。内容につきましては、昨日も実は会計管理室で、私用ではありましたが、お伺いをいたしました。金額的には大した額ではございませんでしたけれども、会計管理者、また職員の皆さんは、現金を二重三重にチェックをなされ、さらにチェックをされた後に私のほうへ手渡していただくという現実を目の当たりにしたようなことでもございます。会計管理者の答弁内容からいたしましても、一般的に考えられる支払い遅延や入金漏れ、阿武町で発生した入金ミス の事例など、これらを未然に確実に防ぐ手だてとしては、先ほど管理者が言われましたとおり、2名以上でチェックの上にもチェックを重ね、二重三重のチェック体制機能を果たしているというふうに確認をいたしたところであります。

先日、笠岡市では、市税の過大徴収が発生しております。発生防止に努められるとのことではありますが、県下にあっても、あってはならないことが起きております。行政が行う適正経理の推進を系統的に管理し担保する会計面での法令、規則に従い、事務的な基本ミスを防ぐためにも、まずは内部のチェック体制をしっかりと我が仕事として個々が認識する必要性を強く感じたところであります。職員の皆さんには、何より頑張ってくださいと思います。

次に、大きく2点目、吉備高原イノベーションヒルズ構想について3点お伺いをいたします。

町の創生事業の柱として進められた当該事業は、令和元年度から3か年で終了いたしました。しかしながら、いまだ事業の概要、今後の見通し、効果についての町民の皆さんの総意や理解は得難い状況と受け止めております。私は、昨年9月、今年3月の定例会で事業の詳細についてお伺いをいたしました。質問の要点としては、国の交付金事業を活用しており、あくまでも事業主体は町であること、またより具体的な事業の内容、進捗状況や町民の皆さんへの直接的なメリットを探り出し、町民の皆さんの総意につながればと質問をいたしました。しかしながら、町民の皆さんの一部の声といたしましては、質問の仕方が悪かった、また答弁内容としては横文字や片仮名が多く分かりづらかったなど、理解を得るには程遠い結果と感じております。これを踏まえ、今回は次の3点について端的にお伺いをいたします。

最初に、これまでの質問と重複しますが、事業遂行に当たり、町民にとっての経済効果など、町民の皆さんのためとなるメリットは具体的にどのようなものがあり、今後どのように引き継がれようとしているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

10番、丸山節夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

様々な分野の企業家を集め、その知識や技術を組み合わせて、民間の力で新たな事業を生み出す、国際オープンイノベーションセンターの自走を目指して、3年間の事業を通じ、事業の結果として同センターで会員制度や各種プロジェクトの管理システムなど、同センターが自走するための仕組みを整えたことから、今後は民間の力で運営していくこと

となります。

議員御指摘の町民皆様へのメリットとして、まずは同センター及び一般社団法人吉備高原オープンイノベーション協会が立ち上がったことにより、事務所やワーキングスペースとして同センターを活用し、起業に関する各種相談を協会と行うなど、起業しやすい環境が整ったことがあります。また、先ほどの協会において町内スタートアップ企業の紹介イベントを実施することなどにより、吉備中央町で新たな企業が生まれているイメージが少しずつ広がりつつあることから、今後もこの流れを引継ぎ、新たな企業が生まれ、その企業が就職先になるなどの循環を生み出していくことが必要であると考えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

定住課長には、昨年、またこの3月の質問に引き続きまして、またお骨折りをいただいたところであります。効果的なものとしたしましては、センターの自走、また起業しやすい環境をつくれたというような答弁をいただいたところであります。

次に、3年間の事業期間を通してどのような企業が何社起業され、主な業種の内容と併せて、今後の創業予定も含め、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えさせていただきます。

本事業を通じて立ち上がった企業に関して直接的な影響があったものに限りますが、まずは事業の中心を担うイノベーションヒルズ株式会社が事業開始直前に立ち上がるとともに、先ほども述べました一般社団法人吉備高原オープンイノベーション協会や元イノベーションヒルズ社の方が立ち上げた企業や、新たな企業ではありませんが、国際オープンイノベーションセンターをオフィスとして利用する企業が1社、東京から移転してきていることから、イノベーションヒルズ株式会社を除いて、3社の起業や移転があり、業種は映像などのメディア作成、オンラインでの経理やホームページ運用アシスタントなどの業種となっております。また、今後の創業予定に関してはまだ把握はできておりませんが、実例として起業希望者をオープンイノベーション協会につなぎ、創業に関する相談や関係機

関への紹介なども行うなど支援の流れができてきていることから、今後動きが出てくるものと認識しております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

この3年間を通じまして、株式会社あるいは社団法人、そしてセンター等の立ち上げ、また東京のほうから1社がお見えになったというような内容、計3社ということでの説明をお伺いいたしました。今後の動向についても気になるところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、あくまでも町にとって、または町民の皆さんにとって何らかの目に見えるメリットというものも期待をしておるところでもありますし、そうした事業の振興というものも加えて進めていただく必要はあろうかと思えます。そうした中で、次の質問をさせていただきます。

3点目として、町民の皆さんに対する丁寧な説明と周知の必要性というものは、これまでも申し上げております。このためには、行政は今後どのように努力をされ、本事業の効果を具体化されるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

議員御指摘のとおり、町民皆様への丁寧な説明や周知は、これからも継続していきたいと考えております。先日、山陽放送で放送されましたテレビ番組「メッセージ」においても、国際オープンイノベーションセンターの運営企業など、町内で起業した方々が紹介された際には、担当課としても取材協力のほうをさせていただきました。今後、イノベーションセンターが民間企業により自走していくこととなります。町民の皆様に対する丁寧な説明や周知は非常に大切なことであり、今後も運営会社の方に知ってもらい、あるいは関わってもらいするための活動に力を注いでもらうよう申入れさせていただきます。

また、各メディアへの紹介や今後町が行うSNSにおいても、国際オープンイノベーションセンターやオープンイノベーション協会の活動を紹介し、さらなる周知を進め、本事業への御理解を賜るとともに、国際オープンイノベーションセンターのプロジェクト参加者や自ら町内で起業する方の参加を促すことで、本事業の効果を具現化していきたいと考

えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長から答弁のほうをいただきました。

お互いに関わるということを経長は申されましたけれども、お互いが知り合い、関わっていくということも情報共有をするという中では非常に大切なことではなかろうかというようにも感じたところであります。

これまでの繰り返しになりますが、町が行う公費投入は、広く全町民が対象とまでは言わずとも、一般的に町民の皆さんにとって平等、公平、的確性と事業効果が重視されると考えます。本創生事業に費やした交付金、補助金の総額は事業費ベースで約1億円、そのうち町負担分は3,400万円相当となっております。費用対効果の面から申し上げても、町民に対し本事業の効果を明確にお示しいただき、ぜひとも町民の皆さんのためとなる事業継承をしていただきますことを強く望んでおります。この点、本事業の総括として、町長もしくは副町長、いかがお考えでしょうか。改めてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この事業につきましては、あの一画を活性化するという大きな目的があって、その活性化をなぜするか。これは、人口減少を止める、そのためにはよそから来てもらう、内から生む、その二通りしかありません。よそから来てもらうためには、関係人口を増やす。そういう大きな目的がございます。そういう意味では、この事業について関係人口は非常に増えてます。これが発端となって、今回の特区事業にも結びついたと言っても過言ではございません。そういう意味では、大きな成果を出せたと思います。ただ、多くの町民の方にお知らせする、それは責務でございます。今後とも町民の方に分かりやすく丁寧にこの事業そのものをお知らせする必要はあろうかと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

町長のお考えについてお伺いをいたしました。

町は、町長も申されるとおり、活性化というものが必要不可欠だと思います。言われるとおり、人口の減少というものを何とか歯止めをかけていくということになりますと、昨日から皆さんのお話の中にも出ておりますけれども、関係人口というのを昨日久々にお聞きしたわけでありまして、こういった点を今後増やしていくという意味からいたしましても、せっかくの事業であります。町民の方々が何をされておるんか分からんと、人の動きもないと、これまでも繰り返し何度も申し上げましたけれども、あまりにもこれでは寂し過ぎると感じております。どうか動きのある事業として今後へつなげていただきたいと、このように思います。

次に、大きく3点目、農業振興策として頑張る農家応援事業、農業用機械の導入補助について5点お伺いをいたします。

本事業は、当初計画の5年を経過し、今年度で終了となります。当該補助金交付事業は、農業を営む者が農作業の効率化及び生産性の向上並びに労働負担の軽減を図ることを目的として、平成30年度から実施されております。結果、厳しい農家経営のさなか、大きな救い手となり、農家の皆さんは大いに喜ばれていることも御承知のとおりであります。今年3月定例会の課長答弁により事業の継続は確認させていただいておりますが、これに関し次の5点についてお伺いをいたします。

最初に、過去5年間の事業実績と効果、事業評価はどのようにまとめられるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、10番、丸山議員の御質問にお答えいたします。

事業効果といたしましては、小規模農家から大規模農家まで広く活用していただいております。実績といたしましては、平成30年度に104件、令和元年度に148件、令和2年度に186件、令和3年度に128件、令和4年度の5月末で21件の交付を行っております。事業評価といたしましては、交付要件のハードルが高い国や県の補助金とは違い、小規模農家でも対象となる地域の実情に沿った制度であることから大変好評であったと感じております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

これは、あくまでも町独自の事業でございます。課長も申されたように、小規模農家の方々にとりましても、地域の実情に合って多くの方々がそれぞれの機種を購入をなされ、補助を活用されました。当初から今年度5月末までの数字もお聞きいたしましたけれども、多くの方々がそれぞれの機種を購入され、日々活用される。これは、本当に今の農業にとって大変ありがたい、こうした施策ではなかろうかというようにお聞きいたしました。

次に、2点目として、過去5年間の補助金算定基礎となる対象経営耕作面積の算定基準はどのように進められたのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、お答えいたします。

算定基礎につきましては、農家台帳を基礎としており、農家台帳未整理の農家については、営農計画書を基本資料といたしておりましたが、今年度からはより公平性を保つため、農家台帳のみを基本資料とすることを3月の広報紙でお知らせいたしております。対象農地の区分、金額、区の区分につきましては、農業センサスの販売農家情報から試算を行い、決定をいたしております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

それでは、次期、次年度からになりますけれども、計画では係る経営耕作面積の決定というものについてはどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、次の御質問ですけど、引き続き農家台帳を算定基礎とすることに現在検討をいたしておるところでございます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

これまでに続き、農家台帳を算定基礎として扱うという答弁をいただきました。

今日、町の生産者の高齢化や担い手の確保が困難な状況もあり、やむなく離農される方々が増える現状が伺えております。また、農地を守るための最終手段として、やむなく農地を人に預けるケースが年々増加しております。こうした状況下では、特に町の農業を守るためにも、農家支援事業の継続は不可欠であり、また本事業の制度面では補助金額の算定基礎となります経営耕作面積の算定基準は率直に補助金に反映するため、大変重要であると考えます。算出方法としては、これまでの農業委員会や農地中間管理機構の手続を通していない、個人間でも請けた耕地面積の扱いがどうなるのかが大変気になるところでもあります。課長が言われましたように、これからは農家台帳をもってやるということでもありますけれども、個人が口約束といいますか、正規の手続を踏まずして請ける場合が今後非常に多くなると思います。そういった方々の対応は、農家台帳のみの扱いでクリアできるのかどうか、ちょっと心配なところがあると思いますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、農家の皆様の経営面積の把握につきましては、現在農地関連法案の改正が5月20日に可決され、来年4月より施行されます。その中で、農地中間管理機構の農地バンクへの貸付けを働きかけるよう指示が出されておりますが、この詳細な取扱いがまだいまだ提示されておられませんので、このことも踏まえて、どのようにその面積把握をしていくかということは今課内でもいろいろと協議をしておるところでございますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長、今後の動向を見ていただきたいという答弁でありました。一つの例でありますけれども、免税軽油というのを皆さんは非常に活用をされておられると思います。特に、こうして、私もそうですけど、やむなく守りをしてくれということで預かる。年々年々面積が増えていきます。しかしながら、そういった口約束的な耕作を請けるという場合は、悲しいかな、どこにも反映しないわけなんです。今の農業委員会の耕作証明書を取ったにしても、その方の耕作面積は当然載ってきませんし、自分の所有する田面に対する免税の対象面積ということになるわけなんです。そのあたりをどうなのかということで、私も免税軽油にお世話になっております関係から、県民局のほうにお尋ねをした経緯がありますが、それぞれ作ってくれと言われた方々の耕作証明書、3人、4人、5人おられれば、その皆さんの耕作証明書は取りあえずいただきます。そして、申出書によりまして、Aさんからは何の筆の何面積、Bさん、Cさんからはそれぞれ何面積ということを申出をいたしまして、そのトータル数字に対する免税軽油の量というものを確定をいただいとるわけがあります。今後、町でも免税軽油と同様に、耕作を悲しいな、もうやれんので頼むというケースが次第に増えてくると思います。このあたりは柔軟に対応をいただければというように思います。よろしく願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

過去5年間での対象機種についてでございます。

農業にとってもっと必需品と一般的には考えられます、例えば運搬機、ユンボ、チェーンソーなどの扱いは、これは対象外になっておったと思います。こうした部分で、農家の方々がなぜ対象にならんのかという質問も多く受けております。今後、次期に向けまして対象機種の拡大のお考えがあるのかどうか、また今年7月から主要メーカーにおきましては農業機械の値上げというものが早くも打ち出されております。高い農機具がますます今後高くなるという状況の中で、補助金額の上限について、これをどうなされるかというのも農家の皆さんにとっては非常に関心の高いところだと思います。こういった点をどのようにお考えか、対象機種の拡大、それから現在の補助金額に対しましての上限率の引上げ等、この点につきましてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは御質問のまず最初に、上限額や面積の区分につきましてはどうするかということですが、財源となる協働のまちづくり基金等の調整を行いながら検討をしていこうと思っております。

そして、対象機種につきましては、現在基幹産業または管理作業に使用する機械とし、農業以外への汎用性の高いものにつきましては対象外といたしておりますが、議員のおっしゃられる運搬車、ユンボ、チェーンソーなど、あればこれは便利と私も実際に使っておりますので重々承知はしておりますが、これらを認めると、この機種につきましては、国、県の規定のほうに合わせていただきまして、判定をしております。これを緩めますと、何を認めて何を許可をすとかというあたりが収拾がつかなくなるということで、それにつきましては今後も継続していこうという考えで今検討をしておるところでございます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

課長からは、国、県の流れに沿うということをお答えいただきました。しかしながら、町独自のこれは町長が本当に的を射た事業として創設いただきました。できる限り農家の声を次期制度に反映していただきますよう町独自の制度ということをお頭に置いていただきまして、ぜひとも今後進めていただきたいというふうに考えます。

農業関係の最後の質問といたしまして、審査基準の適正、公平化については、どのように努められ、今後も対応をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

お答えを許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

審査基準につきましては、今後とも適正、公平に努めてまいります。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

農家の皆さんは、早くもこの制度が引き続き実施されることに大変期待を持たれており

ます。次期制度内容の煮詰めは、はや着手されておると思いますが、3月定例会で課長が申された、農家の皆さんにとって使いやすい制度と、そうした制度としてさらに喜ばれ活用していただけるような制度づくり、これを目指して進めていただけますことを強く求めておきます。

最後に、先ほどの質問の内容とも一部重複するところがございますが、教育行政、主に学校運営の内容についてお伺いをいたします。

町内では、少子・高齢化と人口減少が進む中で、児童・園児の将来を見据えた小学校・園統合再編整備基本計画に基づく統合整備に向けた開校推進委員会の設置、会議の開催など、今年度から現実動き始めました。今回は、こうした現状と日頃の学校生活から起こり得る問題、課題点について主に小学校対策について4点についてお伺いをいたします。

このところ、小学校では、特に学びの場としての教育はもとより、これまでも増して、地域や家族、保護者との連携が重視される時代への転換期と考えます。中でも、令和7年度実施となります町内小学校統廃合に関しても、既に多くの方々の心配や不安を耳にしております。そうした保護者の方々も多くおられると感じております。子供たちにとっての日常、一日のうちで最も多くの時間を過ごす学校との関わりは、教育を主体とした内容にとどまらず、より保護者の方々との連携や意思疎通を図るなど、今後学校教育に求められる責務が増大すると考えます。

そこで、お伺いをいたします。

平成16年度から法定制度となっております学校運営協議会という組織のことをよく耳にいたしますが、私たちの町ではどのように進められているのか、現在の状況、活動の趣旨、目的についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

10番、丸山議員の御質問にお答えいたします。

学校運営協議会につきましては、町内全ての小・中学校を対象に設置を目指し、昨年度から学校へ説明、協議を行なっているところでございます。今年度は7つの小学校から学校運営協議会の設置届けが教育委員会へ提出されており、残る学校についても本年度中に設置できるように準備を進めているところでございます。学校運営協議会は、これまでの

ような、校長の求めに応じて学校運営評議委員の方々から意見をいただいていたような体制から、今後はそれより一歩踏み込んだ、学校と地域の協働による組織的な連携の下に学校運営を行うことができ、学校と地域で問題点を共有しながらその解決に取り組めるものと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

教育長からお答えをいただきました。

小・中学校を対象で、今年度は7つの届出が出るというような見込みであるということをお聞きしました。これまでの組織とは違い、また地域との協力、問題点なりを双方で共有するという新たな取組のような、そういうことでの説明をお聞きいたしました。

それでは、こうした運営協議会は、これから前を向っていく運営協議会になるかと思えますけれども、この運営協議会を町として今後どのように運営されるのか、方向性について1点お尋ねをしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

今後の運営の方向性についてでございますが、今まで以上に地域の方と連携し、組織的に学校の運営を行うことにより、地域の宝である子供たちに地域の魅力を伝え、子供たちの夢を実現させる手助けを今以上に地域と学校が協力して行えるものと期待しているところでございます。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

冒頭申し上げました地域連携というのも、今後の学校教育には欠かせない課題になるかと思えます。教育長が申されたように、地域連携ということを中心として今後この組織を進めたいというふうなふうに思っています。

3点目の質問をいたします。特に保護者との関わりについてお伺いをいたします。

学校や教育委員会は、日々接する児童や保護者の様子、意見や気持ちを的確に把握され対処されており、また保護者の皆さんとは十分に意識共有され、ともに連携されているのか、現状についてお伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

日々児童・生徒や保護者と接している教職員から、対応が必要な事案については、学校現場から校長を通して教育委員会へ報告がされておりました。可能な限りの把握を心がけ、対処していると考えております。年度替わりなどの通常時以上にきめ細やかな対応を要すると考えられる場合については、問題への対応や対処方法等について学校と情報共有をし、必要に応じて指導をしているところでございます。今後も引き続き、学校現場と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

最後に、4点目の質問をいたします。

本来、学校関係者と児童、保護者の立ち位置は異なっているため、それぞれの考え方や受け止め方は個々に違いがあると考えます。各小学校管理者、また教育長は、組織の長として保護者の声を十二分に吸い上げられており、例えばどうしても相談したい個人的事情など、直接声を伝え相談したい保護者もおられるとも考えます。そうした場合の対応はどのようになされているのか、また関係する保護者の方々と相互理解や意思疎通はどのように図られているのか、あわせてこの点に関する教育長の指導、指示はどのようになされているのか、お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

御質問にお答えさせていただきます。

保護者からの要望などにつきましては、各学校からの報告により教育委員会と学校とで情報を共有し、教育長の指示の下、校長をはじめ、教職員とともに必要な対応を行いながら、でき得る限り保護者の思いを酌み取れるように心がけております。また、議員御指摘の要望を取り入れやすい体制づくりについては、学校へ直接要望などを伝えることが難しい方へは、例えば学校や教育委員会へメールでのお問合せができることを改めて紹介していこうと考えております。今後も引き続き、保護者に寄り添った対応を継続していくように努めてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

事務局長から答弁をいただきました。

中には、学校への相談というのなかなかしにくいと、しかしながらこれはどうしても相談がしたいという内容によっては、なかなか厳しく、苦しい保護者の方々のお考えなり、心配事もあるかと思えます。そうした折には、その受皿というものはどこかに確立させていただいておかななくてはならないと思えます。保護者の方々が遠慮なく、気兼ねなく、心の底から相談できるという、さっき事務局長が言われたように、メールであるとか、矛先を変えるという言い方はおかしいかもしれませんが、学校現場のほうへ相談ができない場合は教育委員会へと。教育委員会のほうも、親切丁寧に、真摯にお受けいただけるという、そういう体制を構築いただければというように考えます。

再質問をさせていただきます。

児童が充実した学校生活を日々過ごし、家族や保護者の皆さんが安心してその様子を見守るためには、学校と家庭が連携し、協力し合い、取り組むことも重要と考えます。連携、協力をなすためには、保護者と先生方の願いや思いの違い、そのずれにいち早く気づき、それぞれの指導に取り組む姿勢の大切さが必要であると考えます。保護者の方々の願いや思いの中には、さりげない先生方の言動や子供たちのせっぱ詰まった日常の出来事の伝達不足に起因することが多いとも想像いたします。先ほど申し上げた、児童や保護者一人一人の願いや思いのずれにいち早く気づくこと、この点についてはどのように考えておられるでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

学校側といたしましては、保護者の思いをしっかりと受け止めることが大切でありまして、課題となっていることについては、それぞれのお立場や様々な状況の中での双方の背景があり、そのことを十分に勘案して、それぞれがそれぞれのお立場で精いっぱい考えられて結論を出されていることかと思えます。ただ、保護者の方も学校側も、常に子供たちがよりよくなるようにしていくためにはどうしたらよいかという、そういった観点で考えておられた結論でありまして、お互いにその目的は同じであることを確認することが大切かと思っております。そして、お互いの結論への御労苦や検討された背景が理解ができれば、それぞれの状況をお互いに参酌し、きっと何らかの知恵や道筋が見えてくるのではないかというふうに思えます。そのためには、双方が日頃からコミュニケーションをしっかりと取っていくことで違う角度からの考えに気づくこともあり、当初の互いの目的である子供のための対応策が少しずつ見えてくることにつながるものと考えております。

○議長（難波武志君）

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

教育長から非常に詳細に、分かりやすく、納得のしやすい、丁寧な答弁をいただきました。まずは、保護者の方々の思い、気持ちをしっかりと受け止める、そしてお互いの目的というものを、これをしっかりと分かり合うということをお願いしたいと思います。

教育長には、日頃から先生方が子供たちや保護者の皆さんとのコミュニケーションを図り、困っている子供たちの気持ちや保護者の思いに絶えず寄り添い、連携、協働、信頼関係を深めるべく、一層の総括、指導に御尽力をいただきたいということを切に願っております。

今回の質問では、私が思う、町の取り組むべき日頃から感じる身近な問題、課題点についてその対処の内容をお伺いしました。また、今年度から新たにデジタル田園都市国家構想推進交付金事業に着手されます。救急医療や母子保健、その他4件の実装サービス事業は多岐にわたり、本年度予算額では5億円、総事業費では3億8,000万円とのことであります。私たちの町にとりましては、これほど多種にわたる大規模事業の取組は、これ

までにも例を見ない初の試みだと思えます。職員の皆さんは、日々の職務に加え、この壮大な事業の計画、完了に向け、相当の体力、気力を要し、精神的にも多くの負荷がかかるものと考えます。日々の日常業務に加え、今年度に着手いたしますデジタル事業効果が町民の皆さんにとって実感できるサービスの実現を迎えられますよう、町長を先頭に、職員の皆さんも大変だとは思いますが、邁進していただきたいと、このように思います。ぜひとも町民の皆さんのためとなる行政指針に沿った事務事業の進捗を成し遂げていただきますことを願い、私の一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時5分まで休憩します。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

ただいま議長の指名を受けましたので、質問いたします。

1番、成田賢一君です。

今回、私は、イノベーション事業から見える町の行政機関としての在り方について質問いたします。

町総合計画基本目標7、未来社会を先行実現するまちの事業であるイノベーション構想は、国際オープンイノベーションセンターの整備、関係人口の増加を目指しています。この事業の実施主体は誰でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、1番、成田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

基本目標に決めました未来社会を先行実現するまちづくりについて、全体的な目標は町が主体で取り組んでまいります、その中でもイノベーション構想の部分につきましては、民間の力を活用して実施するものであると認識しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

町は、どういった目的でこの事業を開始しましたでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

目的といたしましては、吉備高原都市内に次世代を担う新規事業を創出するオープンイノベーションセンターを整備し、国際的でクリエイティブな人材が育つ環境をつくり上げていくことにより、企業や人材を呼び込むことができる魅力的なまちづくりに取り組むなど、全国に向けて本町の知名度アップやPRを行い、移住・定住を促進し、関係人口の増加を実現することで町が活性化することを目的に事業を開始しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

国際オープンイノベーションセンターの自走を支援するということですがけれども、町の総合計画っていうのは町の総合計画、町がこれから行うべきことを書いていることだと思うんですね。昔、地方自治法では、基本計画ということの策定が義務づけられていて、それが改正されてなくなったと。しかし、総合計画という形で残っているということを認識しております。なぜ国際オープンイノベーションセンター、これは民間事業所が行うにもかかわらず、総合計画に入っているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

先ほど基本目標にございました未来社会を先行実現するまちづくりについて、全体的な

部分は町が主体で取り組んで、その中で本事業が第2次吉備中央町総合計画における基本目標7の未来社会を先行実現するまちの推進に資する内容であることから、計画素案を策定し、吉備中央町総合計画策定まちづくり会議などでの議論を経て、総合計画に入っているものと認識しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

地方創生推進交付金制度に基づいて、この事業には多額の費用を国からいただいております。この制度による交付金対象者は誰でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

この事業において交付金を受け取る対象は、町となっております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

この交付金を受けようとする地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣にその認定のため申請をしました。地域再生計画内で、吉備高原都市イノベーション事業を実施するためとあります。誰がこの事業を実施しますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

本事業は、民間の力を活用して地域振興を行うものとなっており、地域再生計画における事業推進主体は吉備高原イノベーションヒルズ協議会となっております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、誰が吉備高原イノベーションヒルズ協議会を設置しましたでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

設立発起人は、吉備中央町長となっております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、町長が設置したということによろしいですかね。

では、この事業を行うことによって、先ほどの同僚議員の質問でもありました、町や町民にとってどのような効果がありましたでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

町民の皆様へのメリットとして、まずは同センター及び一般社団法人吉備高原オープンイノベーション協会が立ち上がったことにより、事務所やワーキングスペースとして同センターを活用し、起業に関する各種相談を協会と行うなど、起業しやすい環境が整ったことがあります。また、協会の様々な分野の構成企業をはじめ、多くの方に関わってもらい、関係人口は大きく増加し、吉備高原を知ってもらい、吉備中央町という町を様々な機会に多くの方に伝えていただき、吉備中央町の知名度も向上してきていると感じております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

起業の相談の環境が整ったということで、どこでその相談ができますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

例えば、相談内容が町の定住促進課等に入ってきた場合は、こちらから協会のほうへつないで、こういう方がこういう相談をしたいとおっしゃってるということをつないで、その場所が実際にオープンイノベーションセンターであったり、違う場所であったり、場所はどこになるか分かりませんが、相談対応を連携していけるようになっております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

国際オープンイノベーションセンターは、どこにあるんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

吉備高原の旧ニューサイエンス館、この建物の中にあります。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

あの周辺に国際オープンイノベーションセンターと書かれた看板がないんですけど、これはどうやったら分かるんでしょうか。協議会の会長である町長、看板が出てないんですよ。どう思いますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

国際オープンイノベーションセンターの看板がない。これにつきましては、SNS等で何か発信もされてますけども、そのことはその業者に言って、看板があったほうがより周知できて効果があるということを指摘をしておきます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

国際オープンイノベーションセンターは、いつ頃できたんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

本年度と認識しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

本年度、この令和4年4月1日以降ですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

令和4年4月1日から自走できているというような形になっていると思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

昨年の令和3年4月に、皆さんが集まって、町長も挨拶をされたと思うんですけど、あれは国際オープンイノベーションセンターができましたという設立式ではなかったんですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

昨年実施させていただきましたのは、一般社団法人吉備高原オープンイノベーション協会の設立であったと考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

オープンイノベーション協会の設立総会は、施設の中で行われたんですよ。一方、4月

だったと思うんですけど、外で、分かりますか、あその国旗掲揚のところで、町の旗と国旗と、そしてその左側にイノベーションヒルズの旗が立てられたんですね。町長が、外で挨拶をされて、国際オープンイノベーションセンターが設立できましたという、あれは協会の設立総会ですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

吉備高原オープンイノベーションセンターの実質的なスタートだったと思います。先ほど私が申し上げたのが、この3年間の交付金を使っての事業、これが前年度末で完了したことにより、そういう意味では、この4月から実質的にという形で申させていただきました。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

昨年の4月にあったのは、国際オープンイノベーションセンターの設立をみんなでする式典じゃなかったんですかね。それは違うんですか、ちょっとそこを確認したいんですけど。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

すみません。今、はっきりした資料のほうを手持ちに持っておりませんので誤ったことをお伝えしてもいけませんので、後ほど回答させていただければと思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

この時期に少し確認したかった理由は、昨年の4月に開設されたと、開設式だったと思うんですけど、それから1年以上がたちながら、まだ国際オープンイノベーションセンターという看板がないという状況を果たして執行部はどのように捉えてるかなということが

知りたかったんです。

さて、イノベーション協議会の委託を受けてこの事業を行う民間企業は幾つありますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

本事業において事業委託を行った民間企業は3社であると認識しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

協議会は、それぞれの民間企業と業務委託契約を締結しておりますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

事業ごとに業務委託契約を締結しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

事業ごとに業務委託契約を締結していると。先ほどのイノベーション協議会の委託を受けて事業を行うのは3社だということなんですけど、事業ごとにということで、では3社以上の企業と締結してますか。何社と締結してますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

協議会からの業務委託契約は、この3社でございます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

この業務委託契約を結んでいる委託先は3社ありますよね。イノベーションヒルズ株式会社、そしてコノテ、そして一般社団法人のイノベーションヒルズ協会だと思うんですが、先日6月2日にありました全員協議会の中で、この協議会の売上げ5,000万円のうち、この業務委託契約を結んでいない会社の売上げが2社入ってありました。それは、なぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

この3社以外に、サーフテック社、あるいはワイアードゲート社の売上げについても、この交付金事業の実績として算入いたしております。それは、内容として実際にこのイノベーション構想を推進していただくために動いていただいている事業はこちらの売上げとなりますので、これを合わせて売上げとさせていただいております。そして、最終的に県を通じて、国のほうに申請をさせていただきまして、認可をいただいております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

業務委託契約は結んでいないんですよね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

協議会から直接の業務委託契約はいたしておりませんが、協議会から事業委託契約をしておる社のほうからの委託になると考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

先ほどの見解から考えると、そもそもイノベーション協議会の売上げ5,000万円のうち、全ての売上げがイノベーションヒルズ株式会社だと報告すべきじゃないですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

あくまでも、協議会はこの3社と契約を結んでやっています。その中で、イノベーションヒルズ株式会社が、またそこからその事業をするためにいろんなところへお願いします。その契約は、私どものほうにはないんです。そういう意味で言えば、そういう仕事は全てヒルズにお願いした仕事という説明になろうかと思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

先ほどの答弁で考えると、6月2日の全員協議会で、協議会の売上げ5,000万円のうち、売上げを教えてくださいと言ったら、イノベーションヒルズ株式会社とか、あと民間企業2社が出たんですけど、それは言うべきではなくて、イノベーションヒルズの売上げですと言えばよかったということですよ。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

そうですね。基本的に協議会と契約を結んでおるのは株式会社でありますから、そういう意味では株式会社と言うべきだったと思う。しかし、より丁寧にその詳細を説明させていただいたんだと理解しています。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

より丁寧にということですけども、私も小さな会社を営んでいますので、その立場から申し上げますと、イノベーションヒルズ株式会社の売上げが〇〇、ほかの会社は〇〇というふうになると、イノベーションヒルズ株式会社の売上げと同時に、ほかの企業との売上げを合算した5,000万円が協議会の売上げだというふうに認識してしまうので、その説明の仕方はおかしいと思うんですけど、執行部として、その説明の仕方はこれで正しくないとは私と思いますが、どう考えますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これからは、より現実の線に沿って基本的な説明をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

それぞれの民間契約者と契約して行われた、昨年度の開発した20のプロジェクトのうち、現在顧客にサービスされているものは幾つありますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

昨年度に開発したプロジェクトについて、現在12個のプロジェクトが直接サービスとして、また内部システムとして7個のプロジェクトが間接的にサービス提供をされていると承知しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

昨年度の実績報告書の中で、私も、そこには17ほど書かれていたんですけど、そこにランディングページというのがあったんですね。それは何かと言うと、そこを打ち込んでインターネットですると、そのプロジェクトページにアクセスするというものでした。確認しましたところ、9つのページでそのランディングページが存在しないということだったんですけども、これはなぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

社のほうに確認して、一度出して細かい修正等が入って、一旦閲覧できない状態になっ

たものもあつたりするようでございますが、今現在はサービス提供に付しておると認識しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

ランディングページが一緒だったら、ページにはアクセスするはずなんです。ただ、不
存在なんですよ。それはなぜかという、確認してるかどうか知りませんが、3月時点と
現在のホームページの構築、つまりデザインが全て違うからです。

さて、この事業拠点については、先ほど旧ニューサイエンス館だとお聞きしました。こ
の施設は、公の施設ですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

当該施設は、町の所有する普通財産でございますが、公の施設ではないと考
えます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

令和2年3月末まで、この施設は吉備高原福祉研修支援センターとして行政財産として
管理されておりました。町の総合計画にも入っている事業に必要な施設であるにもかかわ
らず、なぜ現在は普通財産なのか、お答えください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

なぜ現在は普通財産であるかという御質問でございますが、まず行政財産と普通財産と
の違いについて御説明をさせていただきます。

行政財産は、普通地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することと
決定した財産をいい、普通財産とは行政財産以外の一切の公有財産であります。当該施設
は、平成23年9月に吉備中央町吉備高原福祉研修支援センター条例を制定し、福祉事業

の用に供することと決定した行政財産で、吉備高原福祉研修支援センターとして町が指定した社会福祉法人にその管理を行わせておりました。しかしながら、活動が計画どおりに進まなかったことから、平成31年3月末の指定期間満了と合わせて、同法人は事業を撤退し、同条例は廃止されました。条例廃止に伴い、当施設は行政財産から普通財産へと引き継がれ現在に至るという経緯でございます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、この吉備高原福祉研修支援センターは、なぜ行政財産として管理されたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

当施設におきましては、県から無償譲渡を受ける経緯の中で、行政財産として公用または公共に供することという条件になっておりましたので、承継移転後は行政財産として管理することとしていました。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

じゃあ、先ほどのことで言うと、この県有財産譲与契約書に基づいてということだと思うんですけども、この中で用途指定期間は10年間というのがあるんですね。これは、10年間は行政財産としてということで認識しているんですが、その認識で合ってますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

基本的には、その考えです。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

令和2年4月1日に、その使用用途を吉備高原福祉研修支援センターから産業振興施設または文教施設ということに改めました。そして、それから用途指定変更期日も、そこから2年6か月ということを書いておるんですけども、実際はその期間、つまりもともと決められていた用途指定期間の10年間に満たさない中で普通財産になっていますよね。これはなぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

福祉研修支援センターとして運用していた事業者のほうで撤退をしたからと認識しております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

ただ、県有財産譲与契約書には10年と書かれているので、それであれば……。何かあれば。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

書かれているので、私がこれを読みながら、であれば、この国際オープンイノベーションセンターもきちんと町の総合計画に書かれている事業に必要な施設なのだから、行政財産として県と契約を結んでいる用途指定期間の10年間までは行政財産として扱うということが適切ではなかったのかなと思うんですけども、これはどう思いますかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

普通財産ですが、普通財産につきましては、貸付け、あるいは交換、売払い、譲渡、出

資、様々な目的とすること、また信託することというふうなことができ、行政財産と異なりまして、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、今回の場合、主として経済的価値の発見を目的としているものになりますので、普通財産としての価値を選ばせていただいたところです。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

私がなぜこれを申し上げてるかと言いますと、行政財産として、そして指定管理者としてこの国際オープンイノベーションセンターを管理運営できる事業所を広く公募したほうが、より競争的で、そして向上心を持っている会社が手を挙げていたという可能性もあるのではないかなと思うんです。この施設の契約について、地方自治法第234条では、地方公共団体における契約として4つの方法のいずれかを取らなければならないと規定されています。この施設の契約は、どの方法で行われましたでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

この施設の契約方法につきましては、随意契約による方法で契約のほうを締結しております。この随意契約につきましては、競争の方法によらないで、任意の特定の相手方を選択としての契約方法になりますが、随意契約できる場合には、地方自治法施行令第167条の2に定めております、この施設の契約につきましては民間の力を借りて目的を持って行うものであるため、同条第1項第2号にあります、その性質または目的が競争入札に適さないということで判断いたしまして、随意契約のほうを行ったものです。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

町の財務規則第112条で、町と契約する者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならないと書いてあります。今回、この契約で契約保証金は納付されてますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

今回の契約では、納付のほうは求めておりません。契約保証金を納付することの指示につきましては、契約上の義務を履行しない場合に被る損害の補填を容易にすることを目的とするものであります。今回の契約につきましては、土地建物の有償貸付けに係る契約でありますので、仮に契約上の義務不履行によって契約を解除した場合、借受人に損害が発生することはあっても、貸付人である町が被る被害は発生しないものと考えられますので、契約保証金の納付のほうは求めておりません。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

この民間企業との賃貸借契約についてなんですけれども、町が公文書として保存している契約書に印紙が貼られていません。旧竹荘中学校、旧大和中学校が民間企業と契約している契約書を私たちが拝見すると、印紙が貼られております。今回なぜ貼られてないんですかと、逆になぜほかの旧竹荘中学校等は印紙が貼られているんですかと総務課に問い合わせましたら、担当の職員の方が、第2条に照らし合わせて貼っておりますと回答されました。私も調べたところ、印紙税法の第2条と第4条において、町が保管すべき公文書には本来印紙が貼られているものが必要ではないかと思うのですが、印紙が貼られていないものを公文書として持っているのは、なぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議員おっしゃられるように、印紙税法上、本来であれば町が保管する契約書には印紙が貼られてなければいけないものであります。御指摘のときに確認しましたら、確かに貼られておりませんでした。こちらにつきましては、借受人への印紙の提供を求めまして、既に貼付済みとなっておりますが、今後はこのようなことがないように指導のほうを徹底してまいります。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

この賃貸借契約の第9条に、この契約締結後、本物件に契約の内容に適合しないものを発見しても、規定している賃貸借料の減免または損害賠償の請求をすることができないものとする旨が記載されております。つまり、現状で貸しますので、損害賠償はすることはできませんよという内容なんですけど、実際には屋根の修理、電気、トイレ等の内装工事が行われておりました。なぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

屋根の修理に関しましては、所有者としての責務に基づいて行ったもので、仮に雨漏りを放置した状態で貸与を継続した場合、漏電などが発生し、それにより利用者や近隣に被害が及んだ場合には、現実的に町への損害賠償請求は免れないことから、繰り返しになりますけど、所有者としての責務に基づいて修繕したものでございます。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

実は、昨年決算特別委員会で同じことを私は質問しました、契約書に書かれていることが守られてないんじゃないかと。そうしましたら、副町長が、四角四面に物事を捉えたら、議員さんの言うとおりですわと。ただ、行政というのは、こういうこともあるんですって言ったんですね。副町長、これはどういう意味かちょっと教えていただけますか。

○議長（難波武志君）

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

まちづくりとか、いろんな施設を整備していく中には、こういうことをやったほうが町が有利な、要するに単町費を払わなくてもええ、それに乗りかかっていくというようなこともあるわけですね。そういう意味で、四角四面じゃたらそうかしらなんですけど、現実としては町の財政を直接出さんでもやっていけるとなると、あれを放つときますと、どんどん雨漏りがして、せっかくもらった財産が悪くなるわけですから。全部町費でやって

しまうとなると、それは非常にお金もかかります。しかし、そういうときに、いい事業が来たから、それに乗って補修事業でやると。それは、町の財政を助けるために。四角四面というのは、そういう意味です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

屋根の修理に関しては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で修繕したということですね。ちなみに、この年の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い道は、選挙の投票所の飛沫対策、そして小学校等への環境整備、タブレットとかですかね、あと防災グッズ等で使われております。たった一つだけ、このニューサイエンス館の屋根の修繕ということで、コロナのお金が使われました。では逆にもう一方で、電気、トイレ等の内装工事、このリフォームについては、なぜ行われたのか、ちょっとここを聞きたいんですけども。1月7日に、企業側から町に要望書が出ております。そこには、契約締結後のリフォーム、維持管理については当社が負担しますということを経営側が町に要望を出しております。2月10日に町側がその回答書として記載されている文には、現状のまま貸すということ、そしてリフォーム等の維持管理費については会社で負担してくださいということが書いておりました。しかし実際には、若者空き家等活用事業者支援事業補助金ということで、この補助金が使われております。なぜなのでしょう。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

今の補助金につきましては、内装工事に関しましてはイノベーションヒルズ株式会社が県及び町の補助事業を申請して工事を行ったものであります。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

この補助金は、町もお金を出してますよね。この補助金に申請するに当たって、町に民間企業が出している文書で、旧吉備高原ニューサイエンス館を今回申請の若者空き家等活用事業者支援事業を通じてリノベーションを行い、多くの人が訪れるようにしていきたい

と。つまり、ここで民間企業は、またこの補助金と町のお金を使ってリノベーション、リフォームしたいと言ってるんですよ。でも一方で、先ほど言いました2月10日に町長宛てで民間企業に対して出している回答書では、現状のまま普通財産賃貸借契約を締結し、現状のまま引き渡す、用地の提供後の事業に係る費用、人件費、リフォーム等は会社が自己資金を持って全て負担すること、そして国からいただいた交付金の採択がなされたら、ソフト面で事業を行うということが書いております。これは、リフォームを会社で行なってくださいと、この2月10日には町長が回答を出しているのに、なぜ町を通じてまた補助金を申請するとき、町のお金もまた出されてるんですよ、これは。これは、契約やこの回答書、全て意味がないんじゃないですか、このままだと。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

物事を端的にするときに、町が独自で直接にお願いします、それは駄目ですよと。権利、補助をいただく権利としてそれを履行されておると。その補助の中には、県補助、それから町の補助というのが組合せでお出ししとるという仕組みです。その権利を履行されただけと私は理解してます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

権利を履行しただけって。でも、町長、これは回答で賃貸借契約を締結し現状のまま引き渡す、そしてリフォーム等は自己資金を持って全て負担することって、これは町側は書いてるんですけど、これもその現状、現状で、補助金が出たら変わるってことですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これも、補助金を見つけて、それを申請する、それもその個人の努力で行われたことと思います。そのような権利は、阻害する必要もございません。それに伴って粛々と申請していただいて、それに合致すれば粛々とお出しするだけだと思います。それも含めて、個

人の財源だというふうに理解しております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

ただ、実際に町からお金が出てるんですね、町費が。これが、もし県が全額だったら、私はいいと思うんですよ。民間企業が県に対して直接出せる補助金ならいいと思うんですけれども、町に出してますよね、この補助金は。違いますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

県等の補助金につきましては、全額補助ではありませんので、幾らかは県の補助であって、その補助裏、残りについては町が出すようになっているから、制度上そういう形で運用をさせていただいております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

じゃあ、リフォームは全額負担するっていう言葉は、あってないようなものなんですかね。補助金をどんどん見つけてきて、民間企業が提出しました。町費負担が発生します。でも、町がそれを出しますってことですかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

制度として運用できるところは、そのような形で運用をさせていただいております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

どうしても納得がちよっといきづらいですね、リフォームは全て、こちらに書いてるので。書かなくていいんじゃないですか、そうなると、これは。リフォーム費用については

自己資金をもって全て負担することと書かれてるのに、補助金を見つけたら町費を出しますよと、県も出すから町も出すよと。おかしいじゃないですか、どう考えてもとは思いました。

では、この町の財務規則を読むと、普通財産の貸付について、建物と土地を含めた期間は最長で10年と規定されております。私は、この10年は長過ぎるんじゃないかなと思うんです。なぜか。普通の会社が起業してから3年もつと呼ばれているのが50%、5年生存する会社は40%と、経済産業省のデータで出ています。例えば旧竹荘中学校、あそこのバナナ農園を運営するためにできた会社、幸福産業ですね、あの事業は果たして何年もったんでしょうか。そして、ほかの地方自治体を見ました。すると、やはり普通財産の貸付に関する事務処理要領というものがあって、普通財産はこういう目的だったら貸しますと、そして各条件があって、初めはこの何年になりますよ、土地と建物を含めると何年ですよと、それぞれ決めているんです。ただ、吉備中央町には、その普通財産の貸付の事務処理要領がないんです。今から、学校の統合等で普通財産が増えていきます。そうなったときに、民間企業が来る、それぞれ来る、そのたびに執行部と仲がよかったり、執行部の方と何か特別な関係があったりするだけで、いろいろな条件が変わるということについては、私は、そこは公平公正な取扱いのルールを一つ設けておくべきではないかと思うんです。例えば一例として、この旧ニューサイエンス館賃貸借契約、これは2026年3月31日まで賃貸借料年間260万円を免除されています。これは、なぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

10年がいいか5年がいいか、いろいろと解釈はあろうかと思いますが、私は、そこで何かを起こそうと、成田議員も起業家でございます、それが1つの事業を起こそうかなというときに、5年はいかがかなというような思いはございます。それにいたしましても、いろんなことを状況も変わってきておりますので、今後しっかりと研究、検討をさせていただこうと思います。

また、この事業は、当初賃借料を6年間無償、これはもともとあそこへあった福祉施設、これが撤退されました。そして、ニューサイエンス館そのものが荒れた格好で残っておられました。管理料も要るような状況でございます。そうした中で、あのような計画を

持ってこられて、議会とも相談させていただいた上でこの事業は始まっております。しかしながら、この事業はある程度採算性がすぐ生まれるような事業ではございません。しっかりと応援しようということから、協議会もでき、そしてある一定間の賃借料は免除しましょうと。しかしながら、6年後ぐらいには独り立ちをして、収益を生むでしょうということから、そこからきちっと260万円ですか、算定したものをいただくという流れで、皆さんとも協議をさせていただいたと思います。

○議長（難波武志君）

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

この普通財産賃貸借の260万円は、そういう気持ちがあって令和8年3月分まで免除ということなんですけれども、では逆にお尋ねしますが、町の普通財産を民間団体もしくは民間企業に貸し付けている現状の中で、何年間か家賃を、その賃貸借料を免除しているケースが今までにあったかどうか、現在あるかどうか、教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

ただいまの御質問ですけど、ちょっと手持ち資料がありませんので、回答のほうは控えさせていただきます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

例えば、分かりやすくお尋ねしますが、旧竹荘中学校は、あの事業のために幸福産業と

いう会社ができました。家賃の免除はございましたか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

今の幸福産業の件に関しましては、家賃の免除はしておりません。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、旧大和中学校は、今一般社団法人が使ってると思いますけれども、そちらに関しては何か免除とか、そういったことはございましたでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

旧大和中学校につきましても、免除のほうは行なっておりません。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

起業をして事業を営む、それが続くかどうかというのは、それを企業を起こした人はみんな不安があって、みんな一生懸命やるんですよ。それぞれの起業した方々が一生懸命行う。しかし、それでちょっと温情的にといいですか、何か賃貸借料を免除しようかなどという気持ちも分かるんです。ただ一方で、1つのルールとして、そこはきちんと整えておくということは非常に大切なことだと思います。なぜなら、これは執行部の皆さんの各個人が持っている資産ではないんです。町の公の資産、施設だからです。そこを町の普通財産を預かっているというふう考えたときに、果たして今と同じような決断ができたのかどうか。つまり、公平公正なルールを定める必要があると思います。

では、次、情報公開についてお尋ねします。

昨年5月に、このイノベーションヒルズ協議会の会議録を請求しました。私は議員になって1年8か月、様々な資料を開示請求しております。いつも請求する前に担当課の方に

電話をして、これこれこれを調べているんですけども、開示請求したら頂けますかという確認を取っております。今回も、定住促進課に連絡をしました。すると、会議録はあるから、開示請求したら開示しますとの返答だったので請求したんですが、6月に総務課の職員が2人私のところに来て、協議会の文書は第三者の団体、つまり行政文書に当たらないから、行政文書としては不存在ですとの説明を受けました。その翌日、担当課から協議会は第三者の団体だから協議会の資料は行政文書に当たらない、しかし議員さんが知りたいことは口頭で丁寧に答えるように会長より指示を受けていると言われました。私は、口頭では聞き取り等で誤解が生じるということもありますので、私が質問状を持っていくから、鉛筆書きでも簡条書で何でもいから文書で回答していただきたいということをやったんですが、会長からの命令で口頭で答えるように指示されているということでした。会長である町長の指示だと思うんですが、なぜ文書は駄目で、口頭で答えるように部下に命じたんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

情報公開のことですけど、私は、口頭で丁寧にお知らせするよという指示をいたしました。それは、口頭でお伝えすることで十分可能であるというふうに判断をしたからであります。もし先ほど言われたように文書の保存が必要な場合だと、ぜひ御自身で要点筆記などをしていただき、その文章を確認するという方法もあろうかと思えます。ぜひまたそういう格好でも協力をしていただければありがたいと思えます。

ところで、せっかくのチャンスでございますので、今の情報公開についての状況を少し説明をさせていただきます。

77. 9%、何か分かりますか。これは、昨年度開示請求に伴う必要文書をコピーした文書量全体に対する成田さんの割合でございます。決して、決して、開示請求は当然の権利です、当然の権利、適切な理由の下に請求されるものを私は制限するつもりは全くございません。全くございません。そして、開示請求に伴う事務は当然公務員としての業務でございます。それも職員はやらなければなりません。ただ、今の状況を少しだけ説明させていただきますと、限られた職員数の中で多くの業務を日々職員はどの市役所、町役場においてもやっていると。そのような中、請求があれば、その該当文書を回し、開示

できる箇所とできない箇所をしっかりとチェックをし、そして作成をいたします。結構大変な量でございます。その辺も踏まえまして、時間がかかるときもあります。しかしながら、決まった時間内には提供をさせていただいているはずでございます。そのような時間がかかるということも、ぜひ成田議員には御理解を賜りたいと思います。また、よろしければ、今後担当課に聞けば分かるなというような単純な数字等々につきましては、遠慮なさらず担当課に聞いていただければ、そのことは担当課のほうから説明なり、また数字の提示をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

私の質問の答えになってないような気がするんですけど、口頭で答えたら分かるだろうということ。

では、6月2日の全員協議会に向けて、4月17日、そして20日までに定住促進課に対してイノベーションヒルズ構想の疑問点、質問点がある場合は文書で提出するということ、私たちは提出しました。しかし、6月2日の全員協議会で、私たちは文書で質問を出したのに、定住促進課としては口頭でのみ述べるだけで、私たちは文書さえいただけなかったんです。これはなぜですか。

○議長（難波武志君）

答弁を求めます。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

お答えします。

議員がおっしゃられましたように、全員協議会の場で、全員協議会の前にこういった資料の開示ができないかということでお伝えをいただいて、実際に協議会に臨ませていただきました。その時点で協議をいたしまして、議会の議長のほうから開示請求とか、その調査に係る書類としての説明文書を求めるというような文書のほうが提出されておいたら文書で出させていただいて、それがない段階なので、改めてもし文書であるのならば、開示請求という形をいただくのがいいのではないかということになりました。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

全員協議会で私たちは議論すべきことに、4月20日、1か月以上前から質問を出したんです。今の担当課長の答弁では、知りたいことがあったら開示請求してくれとおっしゃったんですね。でも、その前に町長は分かることがあったら担当課に行ったらある程度出すよとおっしゃってたんですけど、これは矛盾してませんか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

矛盾してますかね。当然、担当課で聞ける範疇のボリュームのものですと、口頭でしつかりとそれをお知らせすると。また、議会の全員協議会での資料ですかね、その辺はちょっと私はあれなんで、それに基づいては、口頭の説明で事足りないということになれば、それぞれ全協でしたら議長さんから文書による資料を出しなさいと言っていたら、それはスムーズに行くことだろうと思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

私がなぜ開示請求をしないときちんといただけないかなと言った理由があるんです。それは、議員になってすぐのときに定住促進課に行ってイノベーション事業の実績報告が見たいと言ったら、本当にこういう1枚の紙だけを出して、KPI何%とか、それ以上は出せませんと言われたんです。これで果たして一体何が勉強できるのかなということがあったから、やはり開示請求を一つ一つしていかないと、きちんとした資料はいただけないんだなということを感じたんです。

先ほど、町長が77.9%の開示した資料が成田さんのものだったと。事務が、職員も忙しいからということがあったんですが、これはちょっと私は非常に大きな何か問題を含んでるような発言のように感じてるんですが、それを言うちょっと時間がないので、そもそもこの協議会の会議録はありますか。

○議長（難波武志君）

答弁を求めます。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

イノベーションヒルズ協議会から提出された会議復命が1つの会議録と理解しております。また、おのおのの委員の発言の一言一句などを記録した議事録については、協議会のほうに音声データとして保管されております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

その協議会会議録を開示しない理由、対象となる文書については不存在のためということなのですが、もう一度ちょっと詳しくどういう理由で不存在なのか、教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

不存在という理由は、イノベーション協議会へ出されたものが公的な文書としての扱いとしてなかったからでございます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

もう少しちょっと詳しく教えていただきたいんですけど、協議会にはあって、それを町には提出しているけれど、それは第三者の資料だからってということですか。

では、ちょっと聞きたいのが、スーパーシティー推進協議会の会議録は、開示請求したらすぐに出ました。これは、なぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

スーパーシティー推進協議会の資料は開示請求したら出たということですけど、協議会そのものが公性があったというふうに認識をしてるんですけど。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

公性があったと認識していると。例えば、イノベーション協議会の会長は町長で、窓口は定住促進課だと。スーパーシティー推進協議会の会長は町長で、窓口は企画課だと。この両者の違いを教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

スーパーシティー協議会は、今の現在のデジタル田園につながっていったるものですが、町を挙げて、町が主体となってこの事業に取り組んでいくための協議会というふうに認識してますので、公団体の協議会というふうに認識しております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、ちょっと法律に照らし合わせてお聞きしますけれども、まずこの文書について、会議録について、地方公務員法35条において、職員は法律などで勤務時間及び職務上の注意力の全てを地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとあります。この事務局の職員は、勤務時間中にこの書類を作成したり管理したりしておりますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

作成に当たりましては、勤務中に行なっております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

職務上作成している文書ということですかね。

町の情報公開条例第2条で、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書等というふうに記載されております。これは、職務上作成した文書であるんじ

やないんですかね、この協議会の会議録とか、いろいろなものを含めて。どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

イノベーション協議会の例でいきますと、協議会の今事務局としてこの協議会のほうに関わっていることから、勤務時間内には携わっております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

勤務時間内に携わっている文書でも、行政文書ではないから開示請求されなかったってということで認識してるんですけど、これは勤務時間に携わってる文書だけでも行政文書ではないという理由は、どういう理由からですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

すみません。その書類につきまして、ちょっと担当者と再度確認して、また連絡させていただきます。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

令和3年4月から5月にかけて、イノベーションヒルズ協議会の会議録を請求したら、イノベーションヒルズ協議会は第三者の協議会、つまり行政文書に当たらないから不存在ですという開示をしない理由が来ました。しかし、今年度4月28日にイノベーションヒルズ協議会の令和3年度の実績報告書を開示請求した際に、令和3年度のイノベーションヒルズ協議会の会議録は開示されました。これはなぜでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

令和3年度のイノベーションヒルズ協議会から町に出た実績報告書につきましては、県のほうにも報告したりする公の正式な文書とっております。なので、開示をさせていただいたと思います。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

私が言いたいのは、同じ協議会の会議録を請求した際に、第三者であるなら、令和3年度の会議録も出ないはずなんです。ただ、令和3年度の会議録は出てるんです。開示されてるんです。つまり、役場の中でルールがばらばらなんじゃないでしょうか。つまり、情報公開って何かと言えば、情報を公開するだけではないんです。それには、公文書の管理っていうものが必要になります。公文書が管理されておかないと、情報の公開がなかなか難しいからです。逆に言うと、情報の公開をするためには、公文書の管理をきちんとしなければいけない。公文書の管理をするということは、私たち町民一人一人の個人情報もきちんと扱うということにもつながっていきますので、しっかりとこの辺の法律を勉強してください。もっともっと向上してってください。なぜなら、大阪市がこの情報公開について勉強した先に、2005年、33%の書類が不存在でした。しかし、勉強して2007年に、不存在となった情報公開、公文書管理の徹底のせいか、16%までが減少したんです。つまり約半分の書類がもともと不存在であったものが、実は存在する、開示できる対象になったんです。つまり、勉強をもっとしていただきたいなと思います。

では最後に、平成17年4月28日に総務省行政管理局長が情報公開法の徹底についてという通達を出しています。ここで、不存在な場合にきちんと不存在の理由まで付すべきだという通達を出しています。町の公開条例法第10条で行政文書の存否に係る情報が規定されていますが、不存在の場合の手续として、この不存在の理由をきちんと記載すべきだと私は思います。どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

議員御指摘のとおり、現在町の情報公開条例におきましては、行政文書が不存在の場合の
の
手続としての条文のほうを設けておりません。今後検討してまいりたいと思います。

○1番（成田賢一君）

質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで、成田賢一君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

2番、山本洋平君。

○2番（山本洋平君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、私の質問をさせていただきたいと思いま
す。

質問内容につきましては、事前の通達書によって大きく分けて2つ質問要項を設けさせ
ていただきました。1つ目が高校生通学費等補助金について、もう一つが農業立町として
の将来に向けてということです。

質問の方式については、一括方式を採らせていただきます。

まず、1つ目の質問でございますが、山本町長が町長になられましてから、これまで子
育てしやすい町を、そして町民の皆さんがわくわくするような町をとということを掲げて、
これまでに高校生までの医療費の無償化、幼稚園、保育園、それと認定こども園の設置
で、それらの実質無償化、それとキッズパーク、屋外、屋内ともに、の設置などの施策を
行なってこられ、さらにコロナ感染症の影響を考慮しての小・中学校給食費の、今現在一
部無料化という名目で、実質無料化の政策を採ってこられました。県内の他の自治体の
様々な子育ての政策と決して見劣りすることもなく、子育て関連の施策につきましては、
地元町民の皆さんからも非常に充実しているという声を多く聞かれます。ただ、昨日、今
日との同僚議員からの一般質問で定住や町の将来に向けての多くの質問があったと思いま
すが、なかなか即効性がある施策っていうのは難しく、町内の出生数の増加や若い世代の
移住や定住に結びついていくのには、まだまだ少し時間がかかるのではないかなと私のほ
うも認識をしております。

昨年度、令和3年度より、そんな中、今までは高校生通学費等補助の条例が一部改正さ
れ、それまでバス通学費、電車の通学費の半額の補助をこれまでもずっと町は行なってこ
られてました。これにつきましては、県内の他の自治体、全国の他の自治体でもよく見ら

れる補助制度ではございますが、それに加えて、家賃であるとか、アパート、寮への補助、上限5,000円を設けるようにということを策定されました。この制度に関しましては、私が調べた限りで、ほかにどこかあったら申し訳ないですけど、県内ではこの助成制度を行なっているところはなかなかありませんでした。全国まではちょっと調べられてはないんですが、県内にはなかったように思います。ただ、県の補助制度で、家計が急変した場合であったりとか、教育費の負担が大きい低所得者世帯に向けての給付金であったり、授業料の免除というようなものはあるんですが、小さい我が町のような自治体単体でアパートや寮費の補助に踏み切ったことは町民の皆さんからも大変評価をいただいていると思います。ただ、公共交通機関が乏しい我が町です。今現在、実証試験として、医療センター便、それから町内巡回のへそ8（はち）バスなどの実証運行は行なっておりますが、これらが町民皆さん、それから通学していただけるように普及していくには、まだまだ実証試験の結果も含めて検証をしながら、先になるものと考えます。町内には、何社かの民間のバス会社が運行はしてくださってはおりますが、実際はその便数の乏しさであったり、通学時間帯、通勤時間帯には1時間あたり何便かは設けていただけていますが、一般の皆さんの足になっていただくにはちょっと寂しい運行状況かなと思います。特に、通学に関しては、加賀中から、我が町に高校がないということで、近隣の総社、高梁のみならず、最近では岡山学区へ広がったこともあり、たくさんの生徒が以前に比べて自分らの将来を見据えて進路を決めて通学をしていっているという状況があります。その中で5,000円っていうのは、非常に頑張っていると思うんですが、実際に私が少し調べた結果、バスの通学費は、新町から高梁まで定期を6か月間で購入したとすると、バス会社からの回答があったのは12万8,840円、月額にすると2万1,473円です。それと、きびプラザから岡山駅まで通学に使ったとすると、6か月で購入すると14万620円、一月当たり2万3,436円、これの半額を補助なんで、当然保護者の方には非常に助けになっていると思います。今度はアパートと寮の、じゃあ実際どれぐらい費用がかかるのかというのを調べられる限り調べてみました。アパートにつきましては、築年数であったり、オートロックがついている、室内の設備ですか、エアコンがついていたり、冷蔵庫がついてあったり、差はあるんですが、おおむね安くて3万円から、高いところだと、オートロックがつくと、へたをしたら6万円というアパートもあるように感じました。特に女子のお子さんを抱えていらっしゃる方には、オートロックはどうしてもつけたいとかという要望の方もいらっしゃるだったので、一応それぐらいの幅があるというふうに

お伝えしておきます。ちなみに、寮費のほうなんですけど、これも公立高校で寮を設けているところは今は非常に昔に比べて少なくなってきました。寮費も、これもばらつきがあるんですけど、基本は寮費とは別に食費をつけるようになるんですけど、それを含めると、約4万円から6万円ぐらいの費用が寮費としてかかるように学校のほうで明記されてありました。5,000円という金額は決して少なくない補助額ではあるんですけど、子供たちがこの先吉備中央町に戻ってきていただく、私たちは吉備中央町の補助制度のおかげで自分の行きたい進路へ、自分の行きたい学科を選ぶことができたんだと思っていただくために、さらなる交付上限を上げて、彼らのこの先の将来の後押しをもう一押しできないものかということを少し提案させていただきます。

次に、もう一つ2番目の質問に移らせていただきます。

今日の同僚議員の質問でもありましたように、農業立町を掲げる町では、米づくり農家応援事業として、頑張る農家応援事業などで町の主農産物である米の生産者に広く支援を現在も行なってきました。頑張る農家応援事業につきましては、さきの同僚議員の質問で、令和5年、今年度末をもって一応事業は終了、来年度からも継続であるということは答弁にてお聞きしております。一方で、農業従事者の高齢化はさらに進んでいき、それよりも問題になるのが後継者です。農業を承継していく、今日本全国で中小企業、この承継すらも大問題となっている中で、農業の担い手不足っていうのは、さらなる加速感を持ってどんどん後継者が少なくなっているという実情があると思います。今まで様々な補助金制度、今から30年、20年前には農業関連にも様々な補助金制度があり、いろいろ拡充していくにも当たって、それらを利用しながら設備に投入したりということができたんですけど、現在農業に使える補助制度というものが、国の補助制度ぐらいしかなかかなか見当たらないというのが実情で、例えば大型の機械を取得したい、規模を拡大したいとかというのは、農林水産省にある様々な支援策をざっと見たところ、これはうちの町、特に中山間地で傾斜地が多いようなうちの町ではなかなか承認がいただけないんじゃないかというような施策がほとんどでした。そんな中であって、頑張る農家応援事業は、作付面積の審査だけで広く町民の皆さんに行き渡る施策をここまで打ってきたのは非常に、私もいろんな農業者からお聞きすると、助かったと聞きました。一方で、これは私ごとなんですけど、とある事情で、この3月から米作りに従事することになりました。初心者でございます。様々な、いろんな先輩から教えをいただきながら、春の田起こしから田植まで、それから草刈りまで、苦労しながら、先輩方はこんなに大変な思いをしながら今までやってきとっ

たんだなど。私個人は、頭の中で、いや機械さえありゃあどうにかなるんだらうというのをどこか頭の隅っこで思っていました。実際に携わってみますと、これは機械じゃあどうにもならんというようなケースも多々あり、やはり担い手、人材をこれから育てていくということがいかに大切なということがよく分かりました。その中で、来年度以降、頑張る農家応援事業をどのような制度で支援策を考えていらっしゃるのかをお聞きするとともに、今後は今携わっている方に長く携わっていただく支援もそうですが、後継者、担い手、人材をいかに育成していくかということの準備を今からしておかないと、私が今年で46になりますから、これから私たちの世代が20年、30年、受皿となってこの地を守っていくっていう、そういう世代をどんどん掘り起こして支援していく方策も必要なんじゃないかと考えます。令和5年度以降の支援策と合わせて、その点についてもお聞きします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、2番、山本洋平議員の御質問にお答えします。

まず、高校生通学等補助につきましては、御存じのとおり、吉備中央町高校生通学等補助金交付規則を令和2年度に規則改正を行い、それまでバス通学の補助に加えまして、電車通学費及び学生寮の費用、またアパート等の賃貸費用の補助も大丈夫なように拡充をした経緯がございます。先ほどは、議員から、この制度はなかなか珍しいとお褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。また、バス、電車を利用した通学につきましては、通学費用の2分の1の額を補助しております。寮、アパート等につきましては、言われたとおり、一月当たり5,000円を上限として、費用の2分の1の額を補助すると決めております。

提案いただきました内容につきましては、3月の議会でもお知らせをいたしました。昨年度職員で形成された子どもあふれる化プロジェクト、この策定の提言書の中でも重点施策として子育て世帯への大応援団というような提言がございました。その中でも、通学費、寮費、アパート等の賃貸借費は、申請者負担額月額の上限が1万円となるようにといった提言がなされました。この提言を受けまして、今後バス、電車利用者と寮、アパート等の利用者の補助額の均衡をしっかりと確かめながら、交付上限の見直しも今後検討をし

ていきたいと思えます。

次に、頑張る農家応援事業、これも大変町が独自にやった農業者への支援策でございます。有効にそれぞれの農家の方が使っていただいております。大変ありがたく思っております。これも、5年間の時限立法という格好でさせていただきました。しかしながら、農家の要望も多い、また大変農業をする上で大切な制度ということも鑑みまして、今後新たにまた5年間というものをやっていこうと思えます。その中では、いろいろな御要望がございます。それもしっかりと鑑みまして、いかに農業を引き続きやっていただくことができるか、そしてかつ個々の農家の方のしっかりと公平性ということも考えまして、この補助金額も合わせて今後検討していきたいと思っております。どうぞ御理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

2番、山本洋平君。

○2番（山本洋平君）

私も、子育てプロジェクトの内容を受けて、もっと早期にこれが実現できないかということで、この壇上で質問をさせていただきました。ただ、今例えば上限5,000円の制度であります。兄弟で同じアパートに住んだ場合は1人分しか支給されないようになってますよね。これはどうなのかなというような声もいただいております。実際に、もう少ししたら、高校のオープンスクールが夏休みになると始まります。いろんな商業系、工業系の学校へ、吉備中も加賀中からもオープンスクールへ保護者の方が一緒に行って、様々な学校を見ると聞いております。大変今時代が変わろうとしている中で、子供たちも将来じゃあどの道へどういうふうに進んでいいのか、情報が多過ぎるというものもあるんですけど、なかなか決めにくい中で、遠くの学校でも親に負担をかけずに通えと、安心して行かせてもらえるという気持ちを持っていただくことも大事だと思います。保護者としては、子供が進む進路はどうかして行かせてやりたいと思う反面、子供からすると、そこまで無理してもらうぐらいならというような気持ちもあるように聞いております。私自身は離れて、中学校を卒業して寮へ入れさせていただいたんですが、通学を親が送り迎えしてるところの御自宅を見ますと、すごく大変な思いをされてきたんだというのは、諸先輩方の皆さんはそうなのかもしれませんが。ただ、本当を言ったら、1万円じゃなくて1万5,000円に値上げをお願いしたいんですけど、せめて最低家賃の半分ぐらいはいけたらなと思うんですけど、そこら辺をしっかりと公平性という観点でありますけど、

今の通学の補助、それからアパート、寮費、様々なばらつきがありますので、どこにじゃあ平均を設定するかによって補助額は変わってくると思いますが、県内の私立、公立、いろいろな寮、それから県内のこれぐらいであれば高校生で妥当なアパートだろうと、中には2万円で築30年とかというのもありますけど、そういう極端なものは除いて、公平性を図って金額の設定を早期にさせていただいて、子供たちの将来に後押しになるような施策をもう一つ設けていただけたらなと思います。

農業立町のほうについても、こちら公平性という言葉いただきました。行政の支援が公平であることは第一だとは考えます。ただ、先ほども申しましたように、同僚議員からも先ほどお話がありましたけど、農機具が、まあ高いです。30年前に比べると倍ぐらいだと聞いております。昨今の世界情勢、原油価格の値上がり等で、私が計算したところ、1反当たりのお米を、これは1町を作ったとします。1町でお米を作ったときに、1反当たり大体10万円から13万円の経費がかかるそうです。それは、人件費、燃料代、消耗品、それを全部含めると、それぐらいかかります。昨年度のお米の農協の買取り価格は、1反当たりコシヒカリが平均8俵だとすると、完全に赤字です。その分を米づくり農家応援事業、ふるさと納税制度とかの補助金であったり、中山間の補助金で賄ってとんとんになっている状態の中で、自立した、独立した経営を若い世代の方にさあやってください、ゼロからやってくださいって言うのは、なかなか困難なんじゃないのかなと私は考えます。せめて大型の、通年の半分ぐらいはこの機械を使うんだよ、実際に名前を上げてしまえば、トラクターであるとかというのは、田植の前までは比較的、稲刈りをした後はずっと使うような機械、当然これは補助対象にはなってますけど、50万円の補助ではなかなかその購入金額の1割になるかどうかというところが現状だと思います。当然面積が大きいから、ただじゃあ上げるよというわけではなく、しっかりした事業計画であるとか、これからじゃあどういう経営をどういう作物をやっていくか、そういう一般の補助金の申請書と同じように、どういう目的、どういう将来像、どういう計画を、どういう数値を持ってやっていくんだというものを出示してもらった上で、こういった大きな補助金というものを出示していただけるようなことを考えていただけたらなと思います。実際、国のものづくり補助金であるとか、県の産業振興財団とかの補助金であるとか、また町の事業承継創業補助金とかというものでも、そういった計画書であるとか、物は必ず出させてもらっていると思います。ただ、その最終判断が国なのか、町なのかということになるろうと思います。町のほうが少しは申請者の身の上で立った判断はしていただけたらなと思います。

かなと思いますので、ぜひとも若手、若い担い手をしっかり支援できるような政策を早急に考えていただけたらなと思います。もちろん公平性は大事ではございますが、先に投資する、未来に投資するというようなこともしっかり考えていただけたらなと思います。

昨日、今日の質問は、非常に皆さん同僚議員からは町の未来についての質問が多かったと思います。デジタル田園健康特区の承認を受け、これから本当にスポットライトが当たった我が町で、じゃあ何を基盤として若い世代にこれからこの町で生きていってもらえるのか、そういうことを今はっきりある程度町のほうで示してあげるということも大事だと思いますので、どうか私たちの町は農業をしっかりやっていっても、しっかり子育てがやっていけるんだというような政策も今後考えていただけたらなと思います。一応答弁をいただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、山本議員の再質問に答えさせていただきます。

子育て支援も農業支援も、どちらも本当に大事です。どちらが欠けても、まちづくりはうまくいかないと思います。最初に押さえておかないといけないのは、何をするにしても、財源だけはしっかりと見た上で物事はやるべきだというのが私の信条です。ですから、財源をしっかりと構築してある程度進めると。めったやたらにばらまけばいいというものでは私はないと思う。その点では、ありがたいことに、太陽光発電、そしてふるさと納税、本当にありがたい財源をいただきました。それを活用してこのような事業をいろいろとさせていただいております。県下でも多分農業支援、そして子育て支援は、他には劣らないと私も自負をしております。そうした中で、子育て支援については、これは本当に今やらなければならないことの一つであろうと思いますので、前向きに検討をさせていただきます。しっかりとどういうことが高校生を持たれる御家庭にとって本当に手助けになるかというのはしっかりと、それもバランスも考えながらやりたいと思います。

農業支援、これは今の補助金は、1反以上の農家の方に本当に頑張って続けてもらおうというつもりで、手続も簡単にということを示して、今があります。ですから、それはそれとして、私は必要かと思います。もう一つ言われたように、しっかりと他の農地もカバーしながら本当に頑張っておられる大規模の法人、または認定農業者等々もおられま

す。それはそれとして別枠で、その財源等々も見ながら、しっかりと検討すべき、また分けて考える私は話であろうと解釈をしております。その辺は、また一緒に研究、検討していきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

2番、山本洋平君。

○2番（山本洋平君）

力強い、前向きな検討をというお言葉をいただきましたので、アパート、寮の補助につきましては来年度の予算編成をぜひ楽しみにしております。よろしく願いいたします。

それと、先ほど町長も言われたように、農業の補助金につきましては、これも全部まず財源です。どこから財源を持ってくるのか、費用対効果、じゃあどういふふうに出算するのか、大変大切なことだと思います。その点は、これまでも様々な財源を山本町長はつけてきていただきましたので、私たち議会のほうも新たな財源でこういうことをやろうと思うんだという案を行政一体で何とかやりながら後継を育てていく。財源がないからできないんだと言うんじゃないくて、この事業を何としてもするためにどうにかして財源をつくらうという姿勢もしっかり見せていただきながら、どうにかこの町で生きていく人たちの将来、子供たち、孫たちまでの将来が見えるようなまちづくりを今後ともやっていただけたらと思います。3月を楽しみにしております。

私の質問は以上です。

○議長（難波武志君）

これで山本洋平君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから2時5分まで休憩します。

午後 1時54分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

8番、黒田員米です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、大きく分けまして4項目について質問を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

ではまず最初の質問といたしまして、町の福祉行政における基本理念についてという、ちょっと大きな話になりますけども、お尋ねしたいと思います。

これにつきましては、最近ではデジタル田園健康特区、これを吉備中央町は指定を受けましたり、さらにはまた首都移転構想などで、現在は吉備高原都市という名前が非常に頻繁にメディア等で取り上げられておりまして、私自身もちょっとうれいなと思っているところです。そんな中で、吉備高原都市、これが自分なんかは中学校の頃から何かあったなと思いながら、いつだったんだらうかなと、ちょっとだけ歴史を調べましたら、これは1973年ですね。ちょうど今から約半世紀前に、当時の長野士郎県知事が吉備高原の1,800ヘクタールの土地に自然環境や風俗、伝統文化を生かしながら、人間尊重、福祉優先の基本理念を基に、保健福祉に特化しながら、さらに文化教育などの機能を中心とした、新しい未来を見据えた都市を計画されたというふうに記録が残っていました。ただ、その時代は、既に皆さん方でもよく御存じのように、世の中はバブルの入り口に差しかかっておりまして、そういうふうな福祉じゃなくって、産業のほうへ比重は移っていた時代です、特に水島工業地帯とか、ああいうところへ集中投資していった時代なんですけども。そういった中で、この吉備高原台地の中へ、山の中へ、福祉で新しい未来都市をつくろう、これは本当に私自身はちょっと先人の皆さん方の思いに感動を覚えるとこなんですけれども。ただ、その未来、当時50年前に皆さんが思われてた未来っていうのは、今我々が生きてるこの時代が既にその未来に差しかかってきたんじゃないかなと思っています。50年の時代を経て今少子・高齢化が進んで、さらに高齢者や障害を持たれた皆さん方、そういった皆さん方と、そして町民の皆さん方が一緒に、ともにこの地域の中で生活ができていく、それを目指していくのが、私は今のこの吉備中央町じゃないかなと思っています。特に、今のデジタル田園等々で名を売った、それからその思いを皆が持っているこの時期が一番適正なのかなと思います。

そこで、この人間尊重、福祉優先、この基本理念を持った吉備高原都市、これがある我が吉備中央町として、この理念を吉備中央町の理念としても踏襲をして、この吉備中央町という町は、岡山県はもちろんですけども、日本の中でも、人に優しい、障害者等々、そういった皆さん方にも優しい町だという、そういうまちづくりを進めるべきではないかと

思いますけれども、現在の行政のお考えをまずはお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、8番、黒田員米議員の御質問にお答えをします。

町では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生きがいを持って生活を送ることができるよう、様々な取組を今やっているところでございます。今年4月1日には、福祉課内に吉備中央町成年後見相談センターの設置が完了しまして、認知症や知的障害、精神障害などの理由により日常生活で判断能力が不十分な人の、それこそ普通の生活や権利が保障されるよう、様々な相談をお受けするようになっています。また、町民誰もが社会参加ができるよう、現存する様々なバリアを取り除き、全ての町民が地域社会の一員として充実感を持って暮らすことができる町を目指して、保健、医療、教育、就労、生活環境など、多くの分野で施策を推進し、議員の御提案の人に優しいまちづくりを目指していきたいと思っております。吉備高原都市は、本当に吉備中央町の財産でございます。その当初の理念というものはしっかりと受け継いで、これからのまちづくりに生かしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

理念は、町長とここは合致したということで、今回の質問はここが一番基礎だったんで、よかったんです。ちょっと安心しました。

ちょっとこれは横道にそれるんですけども、さっき言ったように、今回は吉備高原都市をちょっとひもといたときに、さっき言ったように、1973年がこの吉備高原都市構想のスタートというふうにはなっています。といえ、来年がこの構想の50周年です。このあたり、もしよろしければ、今のデジタル健康特区、これと絡めて、何か日本全国へ発信できるようなイベントをちょっと計画してもいいのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

さっきも、町長のほうからも、それからちょっと今日の午前中の同僚議員の答弁の中にも、誰もが最後までその地域で過ごしていける、そういった町を目指すんだというような

お話もいただいたところです。そういった基本理念を持ちながら、ちょっと次の話へ行きたいんですけども、賀陽庁舎の障害者用駐車スペース、これは本当にやっとできたなという、私も喜ぶところなんですけども、今の屋根がついた状態が、これが完成形なのか、あるいは雨天時には、車椅子の駐車場から庁舎までぬれずに来ることができるのかどうか、あるいはぬれずに来れる方策を何か、さらに持たれているのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

賀陽庁舎前の障害者用の駐車スペースにつきましては、昨年度雨天用に屋根を設置したところでございます。現状が完成形となりますが、消防法の関係で、庁舎の側面に屋根を設置することができないなどのことから、雨天の場合に対応策といたしまして、今の駐車スペースの柱にありますインターホンを押して活用していただければ、1階玄関の総合案内のほうへつながります。そうすれば、総合案内をしている者が傘を持って対応をしていきたいというふうな形で今考えて、実際もそういうふうな形で運用をしているところであります。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

消防法ということでなかなかできないという部分もあろうかと思えますけど、同じ法律で言えば、逆に言えば、障害者の皆さん方は、今度はバリアフリー法っていうものがあります。じゃあ、そのどっちを取るかっていうお話もあるんですけども、例えば消防法であれば、当然難燃性のもので建築すれば、それは多分基準的には合法的に動くんだと思うんです。ただ、そこにはやっぱりお金がかかってくる。

それからもう一つは、この建物って、ある程度美観の部分も持たれてるのかなと。一番当初に聞いたときはそういうお話もちらっと聞いたような気もするんです。けれども、一番冒頭に言った人間尊重、福祉優先っていう、この町の理念を仮に通すとすれば、本来であれば何らかの屋根を継続的にしていただければいいのではないかと思いますんで、それ

はそれでちょっと検討をしてください。

今課長が言われたように、インターホンで連絡をする。インターホンの押すところは、あっこへ表示があるんですけど、必要ならインターホンを御利用ください、職員が対応します、必要ならね。雨天は、どうも書いてないんですね。雨天の場合も、ひょっとしたら必要なというふうに読み替えてくださいという意味合いなんかも、いいほうへ理解をして、ではこっからちょっとその先へ進むんですけど、インターホンを受けられた職員の方は、今現在は車椅子の方を、ちょっと豪雨と想像したときに、豪雨の中でどのような送迎、介護、支援をやっているのか、ちょっとそこを教えてやってください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

豪雨というと、雨というか、実際になかなか利用等のほうもちょっと私もよう確認してないんですけど、窓口業務の者が適正に、優しく、親切に対応していただいていると思います。分からないですけど、もし豪雨で一人で対応できない場合には、近くの課の職員を呼ぶなりして、臨機応変な対応をしていくようにも指導してまいります。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それぞれ職員の皆さん方は、その場その場で臨機応変にやってくださってるんだと思います。やってくださってるんだと思うんですけども、実はそこがちょっと落とし穴で、今の車椅子の皆さん方を仮に介助しようとしたときには、これは傘は持っていかれないわけですね、押す人がですよ、職員の方が。というのが、傘を差しながら片手でというのは、それは物理的に不可能、仮に危ないです、現実的に。だから、それはできない。となれば、車椅子の人に傘だけ貸しといて、自分はぬれながらやっていくしか今は方法がないんです。でも、それは変な話、車椅子用のレインコート、これは数千円であるわけですよ、それと職員のレインコートがあれば、これは安全に運行できるわけなので、それは金額ではたかがしれてますので、ぜひそのあたりは準備をしておかれる、おかれるよりも、してほしいです。ぜひお願いしたいと思います。これは、答弁を求めませんけれども、ぜひお願いします。

それプラスアルファです。今のように、総合案内の皆さん方は、これは町長、副町長、それから教育長以外の方は、みんなが順繰り順繰りにやられてるわけですね、職員の皆さん方が。そうした中で、中には車椅子の取扱いに慣れてる方もいらっしゃるかも知れません。けれども、多くの職員の方は、車椅子をどういうふうに扱っていいのかっていうのは、場合によっては御存じないんじゃないかなっていうところはちょっと想像するところです。例えば、エレベーターに乗るときに頭から突っ込んでいくのか、それとも前で方向転換して後ろから入っていくのかとか、坂道はじゃあ前から下るのか、後ろ向きでバックするのかとか、小さな段差はどうやって越えていくのか、そういったところをぜひ総合案内の皆さん方は、誰が何のときに今のインターホンが鳴るか分かりませんから、ちょっと訓練をしておかれるほうがいいと思いますけれども、そのあたりはいかがですか。ぜひ研修会的なものをしていただいて、皆さんに理解していただきたいと思いますけど。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

ありがとうございます。議員、非常にいい提案をありがとうございます。

本当に車椅子の取扱いに、私も含めて、慣れてない職員も多分大勢おると思っていますので、そういうふうな福祉対応のほうを、また関係課とも連携しながら取り組むように、善処してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

それでは次に、今のような福祉施設に附属したりとか、いろんな障害を持たれた皆さんに対する、そういった障害者用駐車場スペースであるとか、障害者用のトイレとか、それからいろんな手すりとかがあると思うんですけども、今後ほかの公共施設へそういったものを設置する計画、これは現状では持たれているのかどうか。今の賀陽庁舎も含みです。もっとほかのどこにも、こういう段差解消をしようとか、そういうようなことが他の公共施設に計画があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

現在、町有施設におきまして、今そのような福祉障害施設ができてないところにつきましての具体的な計画のほうはありませんけど、今後公共施設等を改修する場合には、それらの施設整備を盛り込んで検討して、できるだけ利用者が使いやすいものにしていきたいとは思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今はちょっと計画はないということなんですけど、さっき言いましたバリアフリー法等々では、例えば数十年前にスロープをつけてるものは、今ではその勾配はちょっときつくなっています。ですから、そういった改善というのもありますので、ぜひ見渡していただいて、改修に入っていただけるといいかなと思います。

次に、一番冒頭で町長と理念は一緒になったんですけども、この人間尊重、福祉優先の理念を具現化して実行するため、このためには公共施設内の障害者用施設機材などについて、さっき課長の話は、今後計画するというような話ですけど、例えば今後設計とか設置を行う際には、その利用すべき障害を持たれた皆さん方とか、それから障害者の団体の皆さん方の意見や要望を聴取した上で実施計画を今までやってきたのか、そしてこれからやっていくのか、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お尋ねの公共施設内の障害者用の施設、あるいは機材などの設置に際しまして、障害者の方からの意見聴取のほうは現在は行なってはおりません。今後ですけど、町障害者等自立支援協議会や、あるいは町の身体障害者等福祉協会などの団体を通じまして、御意見、あるいは御要望のほうをお聞かせいただき、それぞれの対応のほうができればと思っております。そう言いながら、なかなか場所的な問題、建築基準法の問題、予算等の問題等ありますので、御要望をいただいたこと全てに対応というのはなかなか難しいのが現状ではありますけど、いずれにいたしましても、皆様の声を十分お聞きし、できるだけ反映し、

利便性の向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひよろしくをお願いします。

ちょっと例だけ言っときますけれども、本当に近年ですけれども、施設名でいきますと円城の福祉センター、ここの障害者用トイレ、これは障害者用トイレというのがきちんとあるんですけども、その中の手すりが固定式でした。固定式はいいんですけども、中へ車椅子が入って、利用者がその中で転回しようと思っても、その手すりに車椅子が当たって転回ができない、トイレに移乗がしにくい、その人はできなかったんです。こういうのを私自身も、その人に初めて文句を言われて、どないなっとなんと言っ、初めて現場へ行かせてもらって、こういうようになるんじやがなということで、これはその当時すぐ加茂川岸舎さんのほうへお願いをしたら、早急に対応してくださったんですけど、今はそこが改善されとりますけども、そういうふうに本当に使われる皆さんでないと気がつかないという部分もいっぱいありますんで、ぜひ情報をしっかり取っていただいて、せっかくの施設ですから、皆さん方に安心して気持ちよく使っていただけるようにやっていただきたいと思えます。

次の質問に入りたいんですけども、すみません、ちょっと書き方が悪くて、令和4年度12月定例会と書いとんですが、これは令和3年度です。すみません。令和3年度12月定例会の一般質問で、身体障害者手帳を持つ以外の人への補聴器購入助成、これはどうでしょうかということ、その当時の回答では、検討というふうな回答をいただいております。それから、その当時、資料的には加茂川町福祉ハート事業というのが過去にありましたということを担当課長のほうには説明をして、課長の回答では、そういった事業が今はないので、じゃあその事業がなぜ今ないのか、そして今この事業ができるのか、できないのか、そういったあたりもちょっと調査して検討しますというふうな回答でしたけども、その後の進捗状況をお知らせください。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

8番、黒田議員の質問にお答えします。

補聴器の購入助成につきましては、令和3年12月定例会において一般質問をお受けした後、対象となる年齢ですとか、補助額、所得額などの支給条件を他の市町村の状況も踏まえつつ、来年度実施を前提に検討しているところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今の回答では、来年には一応前向きというより、実際に動き始めるというふうに理解しておけばいいということですね。ありがとうございます、やっとなの目を見たということで。

多分、ほかの町村を見られてるのでよく御存じだと思いますけれども、さっきの加茂川町福祉ハート事業は、65歳以上で非課税の人で、購入費の2分の1もしくは5万円が上限と。これは、多分課長が調べられた中で、瀬戸内市さんとか備前市さんは同様のことをされと思うんで、そのあたりにぜひ準拠していただきたいと思います。

では次に、大きい質問の2番目に入りたいと思います。

今回、多くの皆さん方の努力によって、冒頭言いましたデジタル田園健康特区の指定を受けたこと、これは中山間地域の我が町にとってはとつてもすばらしいことだと思います。ぜひ全国の中山間地域の希望になるように、成果が出せるように期待するところであります。

そこで、昨日も同僚議員の質問に対しまして答弁がありました。いま一度今回のデジタル田園健康特区指定を受けて、この吉備中央町の町民にとってはどのような恩恵が主にあるのか、そのあたりを分かりやすく御提示いただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

8番、黒田議員の御質問についてお答えいたします。

今後、町民はどのような恩恵が考えられるのかとの御質問ですが、今回のデジタル田園健康特区の指定に伴いまして、救急救命士の役割、処置の拡大といたしましては、救急搬送を利用する全傷病者を対象に、現場の映像や患者情報などを事前にデータ収集し、受入先の病院への情報伝送を行うこととしており、また状況に応じて、医師の指示の下、エコ

一検査をはじめとする無侵襲行為を実施することで、事前に収集したデータに加え、無侵襲行為により得られた測定情報を救急病院等と情報連携することにより、適切な病院選定や病院側の治療の事前準備などが可能となります。また、データ連携基盤を構築し、切れ目のない健康指導等をはじめとしたサービスを享受すること。また、データ連携基盤を構築し、各種検診や予防接種、学校健診などの情報を一元管理することによる切れ目のない健康指導等をはじめとするサービスを享受することができるものと考えております。また、今回の特区指定地域につきましては、各省庁の補助金や交付金事業が優先的に採択されることがございますので、特区指定に伴う相乗効果による各分野でのデジタル技術を活用したサービスの取組などを進めるための恩恵を受けられることが考えられております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

この件については、もうちょっと詳しく聞いていきたいんですけどもちょっと時間がありませんので。

大きな恩恵がいろいろ出てくるというふうな御説明でありました。これは、行政側が考えている部分については町民に対していろんな恩恵が来るよと。でもただ、一方の主役である今度は町民サイドがこのデジタル化に対応していかないと、これは相乗効果としては出てこないと思います。そこで、今回のデジタル化によって町民、その中でも特に高齢の皆さん方、こういった方々にどういう方法でこのデジタル化になじんでいただくか、その一番取っつきですよ、このあたりはどのように行政サイドでは考えられていますかね。お聞かせください。

○議長（難波武志君）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

ただいま議員から御指摘をいただきました、デジタルに不慣れな方でも誰もがデジタル化の恩恵の享受をすることのできる社会に向けた取組の推進が必要であると思っております。現在、携帯電話ショップや公民館においてスマホ等の使い方教室を行なっておりますが、こういった活動をより一層推進していくため、相談窓口の設置など、他の先進的な取組を行なっている自治体も参考に、きめ細やかなサポートができる体制を整備していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今回答えていただいた公民館での講習会等に私もちよっと何遍かのぞかせていただいたんですけども、やはり受講されてる皆さん方が一番に困るのは、そのやり方がつかえたときですね、困ったとき。この困ったときに、分かりやすく丁寧にきちんと指導してくれる相手が近いところにいるかどうか、これによって多分町民の皆さん方へのデジタル化っていうのはちょっとスピードが違ってくると思うんですね。

そこで、町民の皆さん方へのデジタル化普及を進める上で、さっきの一番の課題は困ったときに丁寧に指導助言してもらえることが大切と考えられますけども、今国が進めるデジタル推進委員、昨日も同僚議員の話に出ましたけども、この募集、それから国としては、デジタル推進委員はできれば無償ボランティアでやってねという考えのようですけども、となれば場合によっては成り手不足、この場合の対応策っていうのは、現在町としてはどのように考えられていますかね。お聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

議員御指摘のとおり、デジタル普及を進める上で一番の課題は、困ったときに丁寧に指導助言ができる体制を整えることだと思っております。今後、デジタル田園健康特区の指定に伴うデジタル化の推進のためにも、個別相談会の実施や相談窓口の設置など、デジタルの知識を有する事業者等とも連携協力をしまして、町民の方にきめ細やかなサポートを行なってまいりたいと考えております。

なお、国の進めるデジタル推進委員につきましては、そのような方が各地域におられて、デジタル機器やサービスの利用方法等をサポートしていただける環境をつくっていくことがデジタル化を推進する上でも必要なことと思っております。今後、その辺も含めまして、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このデジタル推進委員、これはまだちょっと国のほうも途中経過なので、町としてもまだ情報が来てないと思いますけども、ちなみにこの採用については、国が全体を総括して募集をして採用をするのか、個別の自治体で採用してねと、財源だけは確保するよっていう形なのか、それと採用された皆さん方の研修、これは教育とか、そのあたりはどういうふうな今国から話が来てるか、分かる限りで教えていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

このデジタル推進委員につきましては、まだこちらのほうとしても詳細なところまでは把握できておりませんので、今後その辺をちょっと勉強させていただきまして、対応を進めていければと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

すみません。これが、そんなに難しいことで仮にないとすれば、この町内の皆さん方にそういう教育を受けていただいて、詳しい人をいっぱいつくったほうが、これは有利だと思うので、そのあたりを検討していただきたいと思います。

それと、もう一つこれを考えたときに、今日もいろいろ話が出たイノベーションの話の中で、私が一番最初にイノベーションを聞いたときには、役場の窓口にAIが座って、ある程度の回答を出すというような話を聞いたのを覚えてるんですけど、それと同様で、こういったデジタルに関して質問とか分からないことは、今のイノベーションさんのほうへお願いしてでもいいんですけど、AIがある程度回答していけるような、そういうシステムづくりもぜひ検討の視野の中へ入れていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけど、2番の最後、いろんな手はずを整えても、やっぱり最終的にデジタルへは取り組めないっていう方も、これは若干はいらっしゃると思いますけれども、このあたりの対応策としては、今行政サイドにはどのようにお考えでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

デジタル化への取組に対応できない人への対応策についてでございますが、デジタル田園健康特区による取組は、全てがデジタル化されるということではございません。例えば、母子健康手帳のデジタル化におきましては、紙の母子健康手帳も残した形での運用を行なっていくこととなります。他の取組につきましても、実情を考慮し、デジタルとアナログによる柔軟な対応を行なってまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ぜひ全町民の皆さん方にこの恩恵が行くように配慮をお願いしたいと思います。

では次に、3番目の大きい質問のほうへ移らせていただきます。

これは、本当にいろんな面で不安でもあり、憂慮するところですが、ロシア・ウクライナ問題によりまして、燃料、資材単価の高騰が危惧されます。その中で、町内の製造業、あるいは農業、畜産業、商業など、あらゆる業種への影響が憂慮されますけれども、現在の町の対応策としてはどのようなことを検討をされているのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、8番、黒田員米議員の質問にお答えいたします。

ロシアのウクライナ侵攻から3か月以上が経過し、日本国内では原油や原油材料価格が一段と高騰しており、影響の拡大が危惧されているところでございます。町内においても、新型コロナウイルス感染症の影響にさらに追い打ちをかける事態となっており、運輸業、製造業、農業などはもとより、ほぼ全ての業種に影響が出ている状況と思われまます。

町においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、経営に影響が出ている事業者に対し、迅速かつ的確に事業の継続及び回復の支援を行うため、助成金の交付を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

全ての業種ということも認識していただいて、助成金を皆さん方に配布というふうな動きが出てると。そんな中で、令和4年度の地域創生臨時交付金、これも国のほうで決まりますけども、ちなみにその使い道は主に今回はどのような事業に充当するのか、このあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、御質問にお答えします。

令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、コロナ禍における原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るための交付金が設けられているところであります。本町におきましては、こうした原油価格や物価の高騰により影響を受けている生活者の皆様や事業者への支援策について検討を進めています。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

多くの皆さん方が、これは影響を受けているわけなので、そういった中でちょっと今回は一例としてお話をさせていただきますけども、町内の畜産農家についてお尋ねをしたいと思います。現在、輸入による飼料の高騰によって、畜産農家の経営、これは本当に圧迫されております。このあたりについて、岡山県でもこの前県議会のほうで若干支援の策を伊原木知事が言われたようですけども、そのあたり等を含めて、吉備中央町としてこの地域創生臨時交付金など、ほかにあるのかちょっと私は分かりませんが、何か活用して、飼料の購入補助を図って、町内の畜産産業を守る必要性があるのではないかと思いますけども、これについてお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

議員の御指摘のとおり、ウクライナ情勢や国際的な穀物需要の増加、円安などの影響に伴い、トウモロコシ等の飼料原料価格が上昇し、畜産農家への経営に多大な影響を及ぼしているところでございます。御質問の地方創生臨時交付金の活用につきましては、先ほど申し上げましたように、現在検討中でございます。

従来から、国産飼料は輸入飼料より高いという状況でしたが、昨今の輸入飼料に関しましては国産が割高と言い難くなりました。深刻化する飼料価格の高騰に対応するため、岡山県では県産飼料への切替えを行った生産団体へ支援を行っており、また飼料の自給率向上に必要な施設整備に対する助成等を行っております。詳しくは、農協の畜産窓口にお尋ねいただければと思いますが、その他経営所得安定対策等により、稲作農家の飼料作物の作物拡大推進、町内産飼料作物の自給力を強化することで、輸入飼料からの一部切替えを促し、畜産農家への経営安定化を図りたいと考えております。

また、先ほど言われました岡山県の6月補正におきまして報道発表がありましたが、畜産農家への配合飼料購入負担の軽減、それから飼料価格安定制度に係る生産者の負担に対する補助金等で約12億4,000万円ほどの県のほうは補正予算をされておりますが、これにつきましては、県のほうで今審議中ですので、県のほうの審議が済みましたら、詳しい情報が我々のところに下りてくるということを確認をいたしています。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

いろんな支援策を現在検討していただけたらというふうに理解するところです。

今、飼料のほうが大体的に1.4倍に上がっていると。私が聞いたところは、大体年間1,800万円ぐらいかかっているものが、既に2,500万円ぐらい今年はなりそうだというような状況です。ぜひ、こういった畜産業以外にも本当に水面下で苦しんでいる産業がまだまだあると思いますので、ぜひいろんな情報をしっかりと収集した上で、公平な支援をお願いしたいと思います。

では、最後の大きい質問の4つ目といたしまして、これはちょっと何遍も聞くんですけども、高齢の皆さん方が介護保険を使わなかった場合についてお尋ねしたいと思います。

御高齢の皆さん方が、これは高齢の皆さん方はどこまでいっても介護保険を引かれていますので、でも90になっても100になっても使わない人は使わない。であるのであれば、使わなかったということは、その保険料はほかの人が有効に活用したというふうに理解できるんです。となれば、それまでお元気であってくれたってことは、我々にとっては大きなメリットですから、使わなかった皆さん方に対して顕彰制度を設けてはどうでしょうかというふうに過去にも質問しましたが、いま一度質問しますので、ぜひお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

8番、黒田議員の御質問にお答えします。

高齢者の方に限らず、多くの方は、いつまでも元気で、住み慣れた地域で安心して暮らしていきたいという思いをお持ちの方は多いのではないかと思います。町といたしましては、高齢になっても介護保険制度を利用することなく元気で過ごしている方に対して何らかの方法で感謝の意を伝えたいという思いを強く持っています。一方で、介護保険制度の利用を躊躇することで、予防の時期を逸し、重度化に向かうということはあってはならないことです。家事や身支度などの日常生活に支援が必要となった場合、時期を逃さず、専門家による適正な指導、生活習慣の改善などを図ることで、介護の重度化を遅らせ、少しでも長く住み慣れた地域で暮らしていただくことが重要であります。このような両面を考慮し、高齢の介護保険未利用者の顕彰はどのように行うべきか研究してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

過去に質問したときの回答も、当時町長がもしかして使わなくなったら困るからと、抑制になってはと、今回も同じ回答。それは分からんこともないです。ただ、今吉備中央町は、ちょっと今コロナで中止になっていますが、福祉大会を毎年やっていますけれども、福祉大会では8020運動、80歳で20本歯が残ったたら、そこは顕彰するわけですよ。顕彰をしてほしいから歯医者へ行かんという人は、多分あまりいないと思うんです、

現実的な話からすると、それと多分同様です。悪くなるのに、感謝状が欲しいから私は介護保険を使いたくないって言う方は、ちょっとあまり想像につかないと思うんですけど、ぜひいずれにしてもしっかり健康で頑張ってきてくださった方々には何らかの形で気持ちを町としても示すべきではないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

それを仮にするとしたときに、さっき課長の検討の話になりますけども、現在の90歳以上で介護保険をいまだかつて使われていない方の人数っていうのが今分かりますでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

質問にお答えします。

令和4年3月31日現在、90歳以上の高齢者数は537人で、そのうち介護保険未利用者は142人でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今、142名の方が未利用ということです。この方々が、今でも保険料はしっかり払ってくださる。じゃあその人たちが今まで90年ここで生活された中で、なぜじゃあ使わなくても済んだのか。それは、その人の家庭環境であったり、生活環境であったり、いろんな社会環境ですね。そういったものがひょっとしたら何か影響してるのか分かりません。そういった意味合いで、そういう皆さん方、今の142名の皆さん方の状況の確認、それかデータの収集、これによって、そのデータの中から吉備中央町が目指す健康寿命の延伸につながるヒント、これが出てくるのではないかと思いますけども、このあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

町が目指す介護保険事業の指針となる高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定する

に当たって、2つの調査を行なっています。1つ目は、要介護認定者を除く65歳以上の高齢者を対象に、主に生活実態や保健福祉へのニーズなどを把握するための日常生活圏域ニーズ調査、もう一つは在宅で生活している要支援、要介護者のうち、対象期間中に認定調査を受けた方を対象に主に在宅介護についての現状を把握するための在宅介護実態調査です。次期計画の策定に当たって、本年度中に日常生活圏域ニーズ調査を予定しています。今までの計画では、65歳以上を一くくりに集計、分析を行なっておりましたが、次期計画から年代別に集計、分析を行えば、議員お考えのとおり、健康寿命延伸への新たな発見につながるのではないかと期待をしています。また、介護予防に取り組み、以前より介護度が軽くなられた方など、健康寿命延伸につながるような事例の検証が可能かどうかについても研究してまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

90以上の介護保険未利用の皆さん方のそういったデータの中から、ひょっとしたら吉備中央町がもっともっと健康な町につながるかも分かりませんので、しっかりデータ収集をしていただきたいと思います。そしてあわせて、ぜひ顕彰制度をお願いしたいと思います。

今のデータを取りましょうというのは、これは実は私の思いの中では、別に今の介護保険以外の方のこのデータもできれば欲しいなど。というのが、自分がしたように、暴飲暴食でおなかが出てくる、なんでじゃあそれが出てくるのかっていう、そういう理由も分かってくるかもわかりません、何歳のときからめっちゃめっちゃ食べ始めたとか。今回、デジタル田園健康特区の中で、母子手帳でゼロ歳よりもっと前ですね、マイナス1歳、2歳の頃、本当にこの世に誕生しない前からのそういった健康のデータがずっと今度は蓄積してくるわけです。そのデータをぜひ今度は小学校、中学校、高校、社会人、そして高齢者、ここへつなげていくことによって、今度はその本人さんの今度はその上の家族ですね、お孫さんであったり、子供さんであったり、あそこのおじいさんは酒ばかり飲みよったけん、あそこで悪くなったとか、そういうデータにどんどんどんどんつながっていくんだと思います。それが、この吉備中央町が目指す、さっき一番冒頭で申し上げた人間尊重、福祉優先のこの理念につながるものだと思います。先ほど、同僚議員の回答の中へ、町長も一言やはり思いやりが一番という言葉が発せられておりました。私もそのとおりでと

思います。ぜひ、先ほどの理念を具現化するためにも、思いやりを持って福祉の町である吉備中央町をしっかりと皆さん方行政の側でもサポートしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで黒田員米君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、報告第3号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○9番（日名義人君）

陳情審査報告を行います。

令和4年6月16日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則94条の規定により報告します。

記。審査月日、6月7日。陳情番号、第1号。件名、岡山県教職員組合東備支部代表からの教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引上げを図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

以上ですが、若干補足させていただきます。

審議の中で、本陳情を改めてこの間ずっと粘り強く出され続けてきた内容です。教育条件の改善、これには教職員定数増とその国庫負担率引上げ、これが結合している必須であります。このことが全員一致確認されたことを審議の特徴として補足いたします。

以上です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第3号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第4号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○9番（日名義人君）

報告します。

令和4年6月16日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則94条の規定により報告します。

記。審査月日、6月7日。陳情、第2号。件名、岡山県医療労働組合連合会代表からの精神保健・医療・福祉の改善に関する陳情。

審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

若干の審議報告の補足を行います。

日本の精神科医療を施設療養生活中心から地域生活を基盤としたものへ移行させていく、そのために診療報酬や人員体制の充実を求めたもの、これが陳情の主な内容ですが、

審査の中で、身近な人の介護経験があったそのことからの意見や日本の場合長年の座敷牢の措置ですね、これに象徴される隔離、こういった歴史の弊害を今でも引きずっている、こういったことも審査の中で論議をされ、掘り下げられました。結果的に、論議の上、全員一致、願意妥当となったことを補足します。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第4号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、報告第5号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○9番（日名義人君）

審査結果を報告します。

令和4年6月16日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則94条の規定により報告します。

記。審査月日、6月7日。陳情番号、第3号。件名、岡山県医療労働組合連合会代表からのすべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書の採択を求める陳情書。

審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

若干補足説明を行います。

コロナ禍で、改めてケア労働者がエッセンシャルワーカーでありながら、必ずしも正当な待遇、処遇となっていない、このことが浮き彫りになりました。この間、確かに一定の改善もなされてはいますが、不十分な状態が続いている、これが事実だと思います。改めて、全てのケア労働者の大幅賃上げを求める陳情書、その妥当性が審議の中では身近に高齢者施設で現に働いている人の実態などもリアルな報告も出される中で掘り下げた論議、審査となりました。その結果、全員一致で願意妥当との結論になりました。

以上です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して、御質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第5号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了します。

お諮りします。

明日6月17日から6月20日までの4日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、6月17日から6月20日までの4日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 3時09分 閉 議